

第 72 回総会第 3 委員会記録

房野 桂 作成

2017 年 10 月 2 日(月)午前 第 1 回会議

議事項目 5: 主要委員会役員を選出

報告者の選出

Ms. Maria Jose del Aguila(グアテマラ)に代わって、Mr. Andres Molina Linares(グアテマラ)を報告者に選出。

議事項目 27: 社会開発 (a) 「社会開発世界サミット」と第 24 回特別総会の成果の実施
(b) 世界の社会状況と青年・高齢者・障害者及び家族に関連する問題を含めた社会開発

提出文書

1. 白皮症患者が直面する社会開発課題に関する事務総長報告書(A/72/169)
2. 社会開発世界サミットと第 24 回特別総会の成果の実施に関する事務総長報告書(A/72/214)
3. 「2017 年世界社会状況: 社会保護を通じた包摂の推進に関する事務総長メモ(A/72/211)
4. 社会開発における協同組合に関する事務総長報告書(A/72/159)
5. 「国際高齢者年: 第 2 回世界高齢者会議」のフォローアップに関する事務総長報告書(A/72/161)
6. 「国際家族年」の目標とそのフォローアップ・プロセスの実施に関する事務総長報告書(A/72/168)
7. 社会包摂を通じた社会統合の推進に関する事務総長報告書(A/72/169)
8. 青年開発の持続可能な開発との関連性に関する事務総長報告書(A/72/189)

導入ステートメント

1. Daniel Bas 経済社会問題局社会政策・開発部部長
2. Liu Zenmin 社会問題事務次長

一般討論

エクアドル(G77/中国を代表)、エジプト(アフリカ・グループを代表)、アルゼンチン(高齢者友好国グループを代表)、欧州連合、オランダ、エジプト、パラグアイ、スイス、日本、オーストリア、スロヴェニア、フィンランド、シンガポール、メキシコ、ペルー、イタリア、イスラエル、イラク、アルゼンチン

日本(布柴靖枝政府代表顧問): 初めに、委員会議長の地位にお就きになったことに対して、議長に心よりお祝いを申し上げたいと存じます。

私は、日本の 8 つの女性 NGO の推薦で、日本代表団の特別顧問として本委員会に出席しております。1957 年以来、日本の女性 NGO の代表が、本委員会の討議に参加してまいりました。私は、女性の政治的エンパワーメントと民主的ガバナンスが、平和で平等な市民社会を達成する基本であることを認めて、本委員会に積極的に参加いたします。

日本は、女性・障害者・高齢者を含めた個人の包括的エンパワーメントを大変に重視しております。

「人間の安全保障」の観点から、日本は、国内的にも国際的にも、社会開発を実現する様々な措置を取ってまいりました。

この点で、社会に参画するよう障害者を支援し、奨励することにより、より包摂的な社会を醸成することが重要であります。2020年の東京パラリンピックの勢いを利用して、誰もがその権利を完全に享受する包摂的社会を実現するために、日本は、社会的障害を除去するために活動しております。

さらに、今年2月に、日本は、「ユニヴァーサル・デザイン2020に関する行動計画」を策定いたしました。日本は、「ユニヴァーサル・デザイン」と「メンタル・バリアフリー」の社会を強化することにより、この行動計画を実施し続け、これを2020年の東京オリンピック・パラリンピックの最大の遺産とするつもりです。

世界の保健の領域では、すべての個人の保健を確保するために、「ユニヴァーサル・ヘルス・カヴァレッジ」(UHC)を強力に推進してまいりました。先月の国連総会高官ウィーク中に、日本は、安倍晋三首相、セネガルの Macky Sall 大統領、Ms Amina Mohammed 副事務総長及び関連国際機関の指導者と共に、UHCに関するサイド・イベントを主催いたしました。さらに、日本は、今年12月に東京で、UHCフォーラムを開催いたします。日本は、誰も取り残されない社会を実現するために、UHCを達成する具体的措置を促進いたします。

それぞれの加盟国は、誰も取り残されない社会を実現するために、努力しなければなりません。今日、私は、日本が取っている多くのその他の措置の中でも、アフリカの社会開発に向けた日本の貢献を紹介させていただきたいと思えます。

多くの国々が最近急速な経済開発を経験しているアフリカ諸国は、さらなる開発の大きな可能性を有しております。これら諸国を支援する際に、日本は1993年以来、「アフリカ開発東京国際会議(TICAD)」を導いてまいりました。日本は、経済開発に向けるのみならずUHCの包括的教育と女性のエンパワーメントを推進することを含めた保健ケア制度の改善のような、「質の高い成長」にも向けて、様々な貢献をしてまいりました。

昨年8月に、日本は、ケニアのナイロビで、第6回TICADサミットを開催いたしました。このサミットで、日本は、政府と民間セクターから、約3,000億ドルを投資するという公約を発表いたしました。日本は、アフリカの社会開発に貢献を続けてまいります。

日本政府は女性が輝く社会を実現するために、「世界女性集会」、短く言いますと"WAW!"を開催してまいりました。今年11月には、「女性の起業」、「自然災害の中でのジェンダー平等」、「女性とメディア」のような世界的トピックに重点を置いて、「WAW!2017」を開催いたします。毎年、「WAW!»参加者たちは、国連公式文書として登録される勧告を作成しています。

日本は、「誰も取り残さない」の精神で、女性、障害者、青年、LGBTの人々を含めたすべての個人をエンパワーすることにより社会開発を取り巻く問題に対処し続けるつもりです。

10月2日(月)午後 第2回会議

議事項目27(継続)

一般討論(継続)

チリ、コロンビア、フィリピン、サウジアラビア、オーストラリア、エリトリア、スリランカ、ブラジル、ロシア連邦、ケニア、シリア・アラブ共和国、韓国、ナミビア、アフガニスタン、ヴェトナム、インドネシア、エルサルヴァドル、キューバ、モナコ、ノルウェー、ザンビア、イラン・イスラム共和国、カタール、ラオ人民民主主義共和国、南アフリカ、グアテマラ、ホーリーシー、ブルガリア、インド、モンゴル、ジョージア、マリ、サンマリノ、ハンガリー、ブータン

10月3日(火)午前 第3回会議

議事項目 27(継続)

一般討論(継続)

セントルシア(カリブ海共同体を代表)、キルギスタン、アルジェリア、中国、米国、アイルランド、ドミニカ共和国、スウェーデン、カザフスタン、ドイツ、スリナム、アラブ首長国連邦、セルビア、コスタリカ、トルコ、ニカラグア、ルーマニア、ウクライナ、ミャンマー、ナイジェリア、アルメニア

10月3日(火)午後 第4回会議

議事項目 27(継続)

一般討論(継続)

ジブティ、バングラデシュ、モロッコ、ルクセンブルグ、チェコ共和国、ブルンディ、トーゴ、リビア、デンマーク、マダガスカル、ボリヴィア多民族国家、国際労働機関(ILO)

答弁権行使

ロシア連邦: 吹聴され、歪められた情報を普及するためのプラットフォームとして、ジョージアとウクライナが国連を利用したことを残念に思う。自国の政府が取った行動を認めるよう両国代表団に要請し、社会開発の問題の政治利用を非難する。

ジョージア: ロシア連邦は、ジョージアの主権と完結性を侵害し続け、軍事攻撃、民族浄化、継続する占領の加害者であった。ロシア連邦に、その国際責務を尊重するよう要請する。

ウクライナ: ロシア連邦が行った残虐行為は、国際責務の明白な違反であり、ロシアは、占領軍として認められてきたことを付け加える。ロシアのクリミア占領の当初から、この地域の死亡率が増加してきた。

10月4日(水)午前 第5回会議

議事項目 107: 犯罪防止・刑事司法、108: 国際麻薬管理

提出文書

1. 国連麻薬犯罪事務所の技術協力活動に特に関連して、国連犯罪防止刑事司法プログラムのマンデートの実施に関する事務総長報告書(A/72/125)
2. 第8回国連国際組織犯罪防止条約締約国会議の報告書を伝える事務総長メモ(A/72/91)
3. ロシア連邦代表部大使から事務総長に宛てた2017年10月11日付けの書簡(A/72/42)
4. 世界麻薬問題に対する国際協力に関する事務総長報告書(A/72/225)

議題紹介ステートメント

Jean-Luc Lemahieu 国連麻薬犯罪事務所政策分析部部長(ビデオで、メキシコの質問にも答える)

一般討論

ジャマイカ(カリブ海共同体(CARICOM)を代表)、シンガポール(東南アジア諸国連合(アセアン)を代表)、欧州連合、日本、エジプト(アフリカ・グループを代表)、シンガポール、エジプト、メキシコ、ペルー、イラク、サウディアラビア、コロンビア、イスラエル、ブラジル、エリトリア、スリランカ、ケニア、ロシア連邦、リヒテンシュタイン、シリア、イタリア、アフガニスタン、ヴェトナム、米国、ニ

カラグア、キューバ、ザンビア、ホーリーシー、カタール、ドミニカ共和国

日本のステートメント(齋藤純公使): 法の支配、グッド・ガバナンス、合法性の文化が、繁栄する人間社会の基本要素です。日本は法制度を改善することにより、その犯罪防止措置と刑事司法対応を推進することに完全にかかわっております。

我が国における最近の進歩をいくつか紹介することから始めたいと思います。

性犯罪における現在の傾向に適切に対処するために、レイプとなる行為を拡大するために刑法を改正し、懲罰の最低限を上げ、犯人の訴追のために被害者からの正式の苦情の申し立てを要求する規定を除去いたしました。こういった改正を通して、日本における性犯罪に対する対応は、強化されました。

国際的協働に関しましては、今年の夏、日本は、「国際組織犯罪防止条約(UNTOC)」、その補足的「議定書」及び「国際汚職防止条約(UNCAC)」の締約国となりました。これら国際法条約が、テロリズムを含めた国際組織犯罪との闘いにおいて中心的役割を果たしており、日本が2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催の成功を追求していることを考慮に入れて、日本はこれら国際条約を完全に実施することにより、この領域での国際協力をさらに強化するつもりです。

日本は、2020年に、京都で、第14回国連犯罪会議も開催することを誇りに思います。1970年に、京都は、欧州外でこの「会議」を開催する最初の都市となりました。2020年は、日本が初めてこの会議を開催して以来50年となりますので、注目すべき年となります。

2020年の「会議」のテーマは、「犯罪防止・刑事司法・法の支配を推進する：『2030アジェンダ』の達成に向けて」であります。開催国として、日本は、加盟国、UNODC及びその他のステイクホルダーとの協働で、次回「会議」のための準備を促進いたします。

「世界麻薬問題国連特別総会(UNGASS)」で、2016年4月に採択された合同コミットメントが、世界の麻薬問題と闘う重要な指導原則として役立ちます。日本は、麻薬抑制問題に対して主たる責任を有する政策策定機関としての麻薬委員会(CND)の主たる役割を支援し、その知識と経験を利用して国際的な麻薬抑制に貢献し続けています。

人身取引は、国際社会が対処すべき最も緊急を要する問題の一つであります。日本は、今週初めの「人身取引と闘うための国連世界行動計画の評価に関する総会高官会議」が成功裏に終わったことを歓迎いたします。

人身取引は、重大な犯罪であり、重大な人権侵害であります。昨年採択された安全保障理事会決議第2331号が強調しているように、人身取引は、テロリスト集団の徴兵と資金つくりのための手段として利用されています。国際社会は、この脅威をなくす共通の責任を有しています。この点で、日本は、この犯罪に力を合わせて取り組むために、関連ステイクホルダーの間で強力なパートナーシップを築くことが極めて重要であると考えています。

最後に、この犯罪に立ち向かう努力を継続し、この分野での国際協力で、積極的役割を果たすという日本のコミットメントを繰り返し述べたいと思います。

10月4日(水)午後 第6回会議

議事項目 107, 108(継続)

一般討論(継続)

タジキスタン、グアテマラ、インド、アルジェリア、ベラルーシ、フィリピン、ジョージア、トル

コ、ナイジェリア、タイ、パキスタン、バングラデシュ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、カザフスタン、ウクライナ、中国、南アフリカ、ミャンマー、ネパール、エルサルヴァドル、マリ、アルゼンチン、バーレーン、モロッコ、アゼルバイジャン、イラン・イスラム共和国、スーダン

10月5日(木)午前 第7回会議

議事項目 28: 女性の地位向上

提出文書

1. 第64回・65回・66回女子差別撤廃委員会報告書(A/72/38)(翻訳は「公式文書」を参照)
2. 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の状態に関する事務総長報告書(A/72/93)(翻訳は「公式文書」を参照)
3. 農山漁村地域の女性と女兒の状況の改善に関する事務総長報告書(A/72/207)(翻訳は「公式文書」を参照)
4. 女性移動労働者に対する暴力に関する事務総長報告書(A/72/215)(翻訳は「公式文書」を参照)
5. 女性に対する暴力に関する国際法的枠組の適切性に関する女性に対する暴力、その原因と結果に関する人権理事会特別報告者の報告書を伝える事務総長メモ(A/72/134)(翻訳は「公式文書」を参照)
6. 「北京宣言と行動綱領」及び第23回特別総会の成果のフォローアップと実施において取られた措置と達成された進歩に関する事務総長報告書(A/72/203)(翻訳は「公式文書」を参照)
7. 国連システムにおける女性の地位の改善に関する事務総長報告書(A/72/220)(翻訳は「公式文書」を参照)

議題紹介ステートメント

1. Lakshmi Puri ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)副事務局長: 昨年中の努力が、世界のジェンダー平等公約の実施を強化する機会を提供した。しかし、経済統合が促進された実施努力の中心にあったが、女性は変化する仕事の世界に参入しようとする時、根強い課題に直面している。公正を実現するために、女性と女兒は2030年まで待つことはできないことを強調して、国連ウィメンは、公共・民間セクターで、同一労働・同一価値労働同一賃金を推進するために、国際労働機関(ILO)と経済協力開発機構(ECD)と力を合わせてきた。ジェンダーをすべての努力に主流化する際に対象とした行動は、ジェンダーに対応した実施を牽引しなければならない。

しかし、主流化は、政府間機関で首尾一貫しないままであり、総会と経済社会理事会(ECOSOC)内の進歩は安定状態に達しており、より幅広い国連内での女性の代表者数は年功序列に否定的に相関関係にあり続けていることを指摘する。農山漁村社会の女性と女兒のみならず移動する女性も依然として脆弱なままであるが、この問題に関する事務総長の報告書の中の勧告は、このような周縁化された集団に利益を与えるであろう。教育と保健へのアクセスを改善し、インフラに投資し、財産権を推進することが優先されるべきである。これら目標の強力で勢いのある実施を達成するために、制度的メカニズムが政府とその他の関連行為者の側での説明責任を確保する権威と権限を持つことが必要であり、国連システム全体にわたる討議にジェンダーの視点を引き起こすよう加盟国に要請する。国連ウィメンを含め、ジェンダー平等に向けて取り組んでいる機関のための資金提供は、あらゆるレベルで増額されなければならない。

英国: 我が国代表団は、国連システムにおけるジェンダー同数の追求を支援しているが、具体的な進

歩を遂げることの重要性を強調する。

ガイアナ: 国連ウィメンと最近深刻なハリケーンの損害を受けたカリブ海共同体(CARICOM)諸国との間の協力を楽しみにしている。

Ms. Puri: 国連ウィメンを超えて、ジェンダー主流化の牽引力が政策策定において保障される努力が、他の国連パートナーと共に払われつつあり、「持続可能な開発目標 5」との関連づけが実施中になされなければならない。この問題のスポンサーになったことに対してコスタリカに感謝し、ジェンダー同数の問題に移る。事務総長は、ジェンダー同数を達成することがすべての抵抗を打ち破らなければならぬ「今までの流れを変えるような努力」でなければならないと宣言したが、事務総長のジェンダー同数戦略にその決意が反映されていることを指摘する。多くの国連機関は、同数の目標寸前である。しかし、これは数の問題だけではなく、国連を各国政府や企業セクターのモデル変えることである。もし国連がこれを示すことができないのなら、だれができるというのか?

ガイアナ代表のステートメントに答えるが、国連ウィメンは、CARICOM との密接な協力を享受している。ハリケーンの悪影響を受けた人々に同情し、強靱性構築努力のために国連ウィメンは支援を提供している。

2. Dalia Leinarte 女子差別撤廃委員会議長: ①「持続可能な開発 2030 アジェンダ」のインパクトを推進する、②女性に対するジェンダーに基づく暴力、③人権条約プロセスを強化するという委員会が昨年重点を置いた 3 つの問題を強調する。委員会はジェンダー平等に関連する「持続可能な開発目標」に応える努力に関する最新情報を提供するよう、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の締約国を奨励し、締約国代表と開催された対話中に、関連「目標」を提起した。委員会は、ジェンダー平等努力を評価するために用いられる選ばれた「持続可能な開発目標」の指標のための方法論を開発するために、国連ウィメン、食糧農業機関及び OECD とも協力してきたし、女性の権利を実現し、貧困を根絶するために国々が取らなければならない具体的手段を明らかにすることにより、「持続可能な開発高官政治フォーラム」に実体的な提出物を出してきた。

女性に対するジェンダーに基づく暴力に関しては、その撤廃が委員会の幅広いアジェンダの主要な領域である。締約国との対話に加えて、この問題は、委員会のその他の様々な手続きの中でも討議中である。新しい一般勧告は、「女性に対する暴力」の範囲をあらゆる形態の「女性に対するジェンダーに基づく暴力」に拡大している。この拡大は、単なる個人的現象というよりはむしろ社会的現象としてこの型の暴力に対する理解を強化している。委員会は、女性が暴力にさらされることと様々な形態の不平等との間の関連性とこれがしばしば重なり合う形態の差別の結果であることも強調している。委員会は、女性と女兒の教育への権利に関する一般勧告案にも継続して取り組んでおり、気候変動によって引き起こされる自然災害の余波での女性と地域社会の強靱性を強化することになる一般勧告案も作成しつつある。2016 年に、委員会は、ほとんどが女性に対するジェンダーに基づく暴力を中心とする 11 の個人の苦情申し立てについて決議を行った。

人権条約機関の強化に関しては、委員会は、2016 年 11 月に、「条約」の締約国との非公式会議を開催し、「条約」とその「選択議定書」の実施を締約国に説明した。委員会は締約国の報告プロセスの簡素化とより短いより具体的な国別見解の策定のような総会決議第 68/268 号で定められた措置も実施した。しかし、人権条約機関制度はその成長に釣り合った資金を受けてこなかったことを強調する。必要な資金を受なければ、増加する仕事量に対処することはできないであろう。

日本: より強力なパートナーシップを築くために委員会はどのような措置を取ってきたのか、また加盟国はどのようにそれに役立つことができるのか?

スイス: 委員会の会期中に市民社会の役割を支援し強化するためにどのようなメカニズムが利用できるのか?

スロヴェニア: ジェンダー平等は依然として最高のテーマ別優先事項であるが、女性の地位の向上に関連した現在の傾向は、委員会の作業にどのようなインパクトを持っているのか?

欧州連合: ジェンダー平等に対するより焦点を絞った取り組みを開発する努力を推奨するが、委員会の作業が女性に対する暴力に与えるインパクトを強化するためにどのような措置を取ることができるのか?

英国: 委員会は開発努力においてジェンダー平等をどのように倍増できるのか?

モルディヴ: 無期限作業部会のために提案されている報告メカニズムの作業方法論について追加の情報を求める。

アイルランド: 簡素化された報告手続きの評価について尋ねる。

スペイン: 委員会とその他の国連機関との間の調整がいかにより大きな開発アジェンダの下での努力の実施を促進できるのか?

リヒテンシュタイン: 報告メカニズムをどのようにもっと効率的にできるのか?

Ms. Leinarte: 報告メカニズムは、締約国が念入りな報告書を準備しないので、多様で信頼できる情報の欠如を特徴としている。その結果、委員会は、その他の国連機関と市民社会からの情報に頼っている。

他の国連機関との調整に関しては、加盟国の優先事項に対するよりよい理解を確保するために国連ウイメンとのより密接な協力を要請している。協働は、ジェンダーと実施に関して合同のステートメントを出すことを含め、可能な戦略をもって制度化されるべきである。

欧州連合の質問に関しては、既存のメカニズムの実施をスピード・アップすることが委員会の作業を促進することを強調するが、女性に対する暴力に関する新しい条約に関する会談が始められた。

「持続可能な開発 2030 アジェンダ」を追求する際の委員会の役割に関しては、委員会はあらゆる分野での女性の基本的自由を保障している。女性の保護のために設置されている強力な基準が、本来、「2030 アジェンダ」に関連しており、進歩を確保するために、指標が開発されつつある。

3. Dubravka Simonovic 女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者: 2015 年以来、南アフリカ、ジョージア、イスラエル、パレスチナ被占領地/パレスチナ国、アルゼンチン及びオーストラリアへの国別訪問を行ってきた。次にバハマとブルガリアを訪問するつもりであり、ネパールへの訪問も計画されている。

私の最も新しいテーマ別報告は、女性に対する暴力とフェミサイドの割合に関するデータ指標の収集のみならず、シェルターと保護命令に関する世界的データベースの設立を勧告している。後者のイニシャティヴは、ステイクホルダーによって支援され、来る「国際女性に対する暴力撤廃デー」に、この問題に関するデータと分析を発表するために、ジョージア、アルゼンチン、及びクロアチアのオンブズパーソンによって準備された。

私のマンダートの 2 番目の長期的イニシャティヴは、女性に対する暴力に関する独立した世界と地域のメカニズムとの協力を強化することであり、国連女性に対する暴力信託基金と独立した女性の権利メ

カニズム、特に女子差別撤廃委員会とのより密接な協力も求めている。女性に対する暴力に関する新しい条約の創設が問題であり、この問題に関連する国際枠組みの適切性に関する報告書を提出する。ステイクホルダーの中には、新しい、独立した条約よりもむしろ既存の条約の完全実施に賛成しているところもあり、その中には東南アジア諸国連合(アセアン)と女性と子どもの権利の推進・保護委員会がある。

しかし、291の市民社会団体が対応し、これはこの問題への見事な関わりを示している。新しい独立した条約を支持する人たちは、他の要因の中でも法的に拘束力のある女性に対する暴力の定義の欠如と必要性を述べている。新しい条約に反対する人たちは、その他の議論の中でも、既存の基準は強化が必要ではあるけれども、新しい条約は必要ないのではないかと述べている。回答の第3のグループは、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の下での新しい選択議定書の創設を支持しており、「革新」として「フェミサイド監視機構」の創設を要請するその他の提案もある。報告書の内容を討議し、その勧告を実施し、その他のいくつかの特別な提案に関して立場をとるのは、今では加盟国にかかっている。

スイス: 現在の法的枠組は完全には実施されておらず、努力は既存の国際規範に集中するべきである。各国は既存の条約を批准し、それを実施するよう要請されるべきである。

欧州連合: 第5回世界女性会議を検討してはという提案に関して特別報告者に説明を求める。どのような追加の成果をそれは生み出すことができるのだろうか？

オーストラリア: 女性と子どもを保護するための構造は、あまりバラバラであってはならず、女性に対する暴力は、差別と人権侵害となることもあるという結論に対する支持を唱える。

リトアニア: 暴力を受けない女性だけが現代社会の開発に貢献できるので、不平等のより幅広い状況の中で、女性に対する暴力を調査することを歓迎する。努力の分裂についての特別報告者の懸念に関して、実際の困難と可能な解決策について説明を求める。

ジョージア: 女性の権利と基本的自由を保護することの重要性を強調し、ジョージアの最近のいくつかの国際条約の批准について述べる。

カメルーン: 特別報告者はどんな勧告を暴力の女性被害者のための信託基金にするおつもりなのか明確にしていきたい。世界女性会議の第5回目の反復の可能性について特別報告者は相談なさるのかどうかに関しても明確化をお願いします。

エストニア: インターネットとその他の技術は、オンライン・ハラスメントやサイバーストーキングのような課題を生み出しており、インターネットは、女性に対する暴力に関する国際枠組みの適切性を見直す時、もっと詳細に調査するべきであることを強調する。

スロヴェニア: 関連パートナーに関してさらなる既存の相乗作用と好事例についての説明を特別報告者をお願いします。

英国: ジェンダー不平等と取り組み、共通の開発目標の追求に否定的影響を与えつつ女性を継続して引き止めている有害な慣行をなくす際に、男性と男児を関わるために特別報告者は何をしておられるのかお尋ねする。

ブラジル: 現在の法的枠組は複雑で分裂しており、「条約」の選択議定書の選択をさらに分析することを提案する。「フェミサイド監視機構」を設立するという考えも、もっと詳細に調べるだけの価値があり、第5回世界女性会議から期待される結果についての欧州連合の疑問を共有する。

パレスチナ国: 特別報告者にその訪問に対して感謝し、2017年に女性に対する暴力パレスチナ国観測

所が開始されたことを伝える。

デンマーク: 現在の女性と女兒に対する暴力に関する法的枠組はまだ実施されておらず、残る実施ギャップを埋めるために、ジェンダーに基づく女性に対する暴力に対処する際の好事例に関して特別報告者に説明を求める。

カナダ: カナダは常に特別マンデート保持者を招聘しており、市民社会からの応答の量がこの問題への大きな関わりを示していることに同意する。

スペイン: 既存の法律が実施されなければならないことに同意し、女性に対する暴力を調査するタスク・フォースが、この問題に関する我が国の「要石」であることを述べる。

米国: 女性に対する暴力に関する新しい国際法文書は、既存のメカニズムから資金をそらすことになるであろう。委員会が明らかにした女性に対する暴力をカバーする法的枠組のギャップについてのさらなる情報を求める。

ノルウェー: 農山漁村女性と女兒に対する暴力に関連して検討すべき最も重要な問題と女性と女兒に悪影響を及ぼすオンライン暴力について尋ねる。

チェコ共和国: 女性に対する暴力と闘うための法律執行能力の開発に関連して、「フェミサイド監視機構」の努力をどのように最もうまく実施するかに関する提案を求める。

モルディヴ: 無期限作業部会のために提案されている報告メカニズムの作業方法論について追加の情報を求める。

Ms. Simonovic: 国際協力については、地域機関と国際機関との間の不適切な協力から生じる既存の実施ギャップがあり、意味ある協力は、女性が直面している脅威により強力な対応をするという結果となるだろう。「スポットライトとなるイニシヤティヴ」に関しては、これには女性の人権の視点が含まれ、信頼できるデータに基づいた統合された取組を追求することになればよいと思う。データの収集は、「フェミサイド監視機構」の努力の開発を手助けしている。

提案されている第5回世界女性会議から期待される成果については、進歩を監視するために2020年に見直しがあるだろう。国際レベルと国内レベルで、実施の間にギャップがあるので、どのような実施努力が効果があるのかを決定することが必要である。国連での進歩を国内レベルに変える方法を開発することも必要である。

一般討論

エクアドル(G77/中国を代表)、エジプト(アフリカ・グループを代表)、ハイティ(カリブ海共同体(CARICOM)を代表)、タイ(東南アジア諸国連合(アセアン)を代表)

10月5日(木)午後 第8回会議

議事項目 28(継続)

一般討論(継続)

エルサルヴァドル(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体(CELAC)を代表)、南アフリカ(南部アフリカ開発共同体(SADC)を代表)、欧州連合、オーストラリア(カナダ、アイスランド、リヒテンシュタイン、ニュージーランド、ノルウェー、スイスも代表)、**日本**、スイス、パラグアイ、オランダ、イタリア、フィンランド、シンガポール、メキシコ、ペルー、アルゼンチン、シエラレオネ、フィリピン、サウディアラビア、ブラジル、オーストラリア、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、リトアニア、イラク、

ロシア連邦、シリア・アラブ共和国、ミャンマー、モンゴル、ヴェトナム、米国、ジャマイカ、ノルウェー、ザンビア、イラン・イスラム共和国、コロンビア、エジプト

日本のステートメント(布柴靖枝政府代表顧問): ジェンダー平等と女性のエンパワーメントは、万人のための人権の推進に対する認識であるのみならず、女性の可能性を最大限に活かすものでもあります。より関わりのある社会とより強力な経済は、この領域の努力を通して実現でき、また実現されるべきものと信じております。

この考えに基づいて、日本は、世界中で「女性が輝く社会」を達成する目的で、その国際協力と開発援助を強化してまいりました。

「持続可能な開発目標」は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの実現なくしては達成されないでしょう。SDG5 は、女性と女兒が直面している課題に対する包括的な解決策を目的としています。国連を含めたすべての行為者は、協力してこの緊急の課題に対応しなければなりません。

日本は、ジェンダー平等を国連の重要な問題として位置づけ、国連をジェンダーに対応した機関とする事務総長のイニシアティブを歓迎いたします。この点で、ジェンダー優先に関する事務総長のシステム全体にわたる戦略の先月の発表を歓迎いたします。日本は、その速やかな実施を完全に支持する用意があります。

我が国は、国際的な場で、ジェンダー平等を推進する措置を積極的に取っております。昨年以來発表された日本の公約について触れさせていただきます。

昨年 12 月に東京で行われた第 3 回世界女性集会、短く言いますと”WAW!”で、安倍晋三首相は、1)人権を尊重する、2)エンパワーメントのための財団を設立する、3)政治・経済・公共セクターでのリーダーシップを推進することに重点を置いて、開発途上国における女性の地位の向上のみならず、参画を推進するために、来る 3 年間にわたって 30 億米ドル以上を提供するという日本の公約を発表いたしました。

さらに日本は、今年、G20 ハンブルグ・サミットで設立された「女性の起業金融イニシアティブ」"We-Fi"に 5,000 万米ドルを提供するという公約を発表しました。

安全保障理事会の非常任理事国として、「女性・平和・安全保障」は、日本が大変に重視しておりますアジェンダの一つであります。2015 年に、日本政府は、市民社会と密接に相談して、安全保障理事会決議第 1325 号の実施に関して、初めての「行動計画」を策定いたしました。今年 6 月、日本は、「計画」の時宜を得た実施と適切な監視を示す初めての年次報告書を発表いたしました。

日本政府は、国連ウィメンと密接な協力関係を維持しております。日本はコアとノン・コアの寄付を合わせて、2016 年に国連ウィメンへの 2 番目のドナー国となりました。これも、安倍首相が、"He for She"キャンペーンの 10 名のチャンピオンの一人に選ばれた時にした約束を果たすための日本の努力の一例であります。日本は、本当に約束を守る国であることを示すために、公約を継続して実施してまいります。

世界的に「女性が輝く社会」を確立できるのは、集団的努力があつてのことです。この目的に向かって、日本は、世界最高の女性指導者及びその他の関連ステイクホルダーと女性のエンパワーメントの様々な側面を議論するために、2014 年以來、世界女性集会”WAW!”を東京で主催してきました。

今年日本は、11 月 1 日から 3 日まで、WAW!を開催いたします。日本は、世界中からの参加者たちを歓迎することを心より楽しみにいたしております。

10月6日(金)午前 第9回会議

議事項目 28(継続)

一般討論(継続)

モナコ、ボツワナ、カタール、タジキスタン、キューバ、ラオ人民民主主義共和国、エリトリア、レバノン、ドミニカ共和国、ケニア、インドネシア、ホーリーシー、スペイン、アフガニスタン、パレスチナ国、チリ、アイスランド、ナミビア、スリランカ、カーボヴェルデ、カザフスタン、ボリヴィア多民族国家、アラブ首長国連邦、トンガ、コスタリカ、ジョージア、トルコ、ブルンディ、ナイジェリア、モルディヴ、パナマ、韓国、タイ、バーレーン、ジンバブエ、ヨルダン、チュニジア、カナダ

10月6日(金)午後 第10回会議

議事項目 28(継続)

一般討論(継続)

パキスタン、バングラデシュ、アルジェリア、ルワンダ、マダガスカル、アゼルバイジャン、中国、グアテマラ、トーゴ、コートジボワール、ハンガリー、インド、モーリタニア、デンマーク、朝鮮民主主義人民共和国、ウクライナ、コンゴ共和国、ニカラグア、オマーン、マリ、ブルキナファソ、スーダン、エルサルバドル、エチオピア、ネパール、ブルガリア、マラウイ、クウェート、南アフリカ、アルメニア、東ティモール、リビア、ガーナ、モロッコ、国際赤十字赤新月社連盟、国際労働機関(ILO)、食糧農業機関(FAO)と世界食糧計画(WFP)

答弁権行使

日本: 朝鮮民主主義人民共和国が引用した申し立てと数字は全く根拠のないものである。

韓国: ソウルの支援を通して、3万人以上の脱北者が我が国に定住している。平壤は、核開発を追求するよりは、自国民の人権を改善するよう要請される。

朝鮮民主主義人民共和国: 日本は、第二次世界大戦中に、何千人もの女性を強制的に性奴隷としたことは、全世界が認めるところである。日本はその忌まわしい犯罪を無条件で認めるよう要請される。韓国による朝鮮民主主義人民共和国からの12名の女性の誘拐の問題に関しては、ソウルは、被害者に関する情報を提供することを拒否してきた。国連は、その人権メカニズムを支持し、南朝鮮政府にその犯罪に対して責任を取らせるよう要請する。

日本: 日本は詳細な反論を控える。しかし、第二次世界大戦終結以来70年以上にわたって、日本はアジア太平洋地域の平和と繁栄にコミットする民主的で平和を愛する国となったことを繰り返し述べる。

韓国: 人権状況を改善し、人権問題に関する国連決議を実施するために、その政策を変えるよう朝鮮民主主義人民共和国に要請する。

朝鮮民主主義人民共和国: 日本は残忍な性奴隷の犯罪を隠すために欺瞞行為に関わっている。日本が犯罪を否定する限り、日本は真に平和を愛する国として国際社会に受け入れられないであろう。韓国に関しては、真の人権侵害を犯してきたのは南朝鮮政府であり、「ファシスト的悪法」の存在と大きな自殺数の世界記録を引用する。南朝鮮政府は、朝鮮民主主義人民共和国に対する人権キャンペーンを止め、自国に重点を置くべきである。

10月9日(月)午後 第11回会議

議事項目 68: 子どもの権利の推進と保護、(a)子どもの権利の推進と保護、(b)子ども特別総会の成果のフォローアップ

提出文書

1. 女兒に関する事務総長報告書(A/72/218)(翻訳は「公式文書を参照」)
2. 「子どもの権利に関する条約」の状態に関する事務総長報告書(A/72/356)
3. 子どもに対する暴力に関する事務総長特別代表の年次報告書(A/72/275)
4. 子どもと武力紛争のための事務総長特別代表報告書(A/72/276)
5. 子ども買春、子どもポルノ及びその他の子ども虐待資料を含めた子どもの売買と性的搾取に関する特別報告者と人、特に女性と子どもの人身取引に関する特別報告者との合同報告書を伝える事務総長メモ(A/72/164)(翻訳は「公式文書」を参照)
6. 子どもに関する特別総会の成果のフォローアップに関する事務総長報告書

総会議長ステートメント

Miroslav Lajcak(スロヴァキア)

議題紹介ステートメントと質問

1. Virginia Gamba 子どもと武力紛争のための事務総長特別代表

質問: ベルギー、スイス、アルゼンチン、リヒテンシュタイン、メキシコ、ロシア連邦、ノルウェー、リトアニア、英国、ドイツ、アルジェリア、イラク、エストニア、南アフリカ、フランス、アラブ首長国連邦、スペイン、アゼルバイジャン、コロンビア、米国、シリア・アラブ共和国、サウディアラビア、アルメニア、欧州連合、パレスチナ国

2. Justin Forsyth 国連子ども基金副事務局長

3. Marta Santos Pais 子どもに対する暴力に関する事務総長特別代表

質問: ブラジル、欧州連合、チリ、**日本**(子どものエンパワーメントと参画の文化をどのように育成すればよいか?)、スイス、リトアニア、エストニア、モルディヴ、カタール、アルジェリア、コロンビア、メキシコ、スロヴェニア、米国、ロシア連邦、英国、ノルウェー、ドミニカ共和国、スペイン、南アフリカ、イラク

一般討論

エジプト(アフリカ諸国グループを代表)、エルサルヴァドル(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体(CELAC)を代表)

10月10日(火)午前 第12回会議

議事項目 68(a)(b)(継続)

議題紹介ステートメントと質問(継続)

4. Renate Winter 子どもの権利委員会議長

質問: 欧州連合、**日本**(人権条約機関のさらなる効率と調和を達成する際に委員会が直面している課題について尋ねる)、アイルランド、英国

5. Maud de Boer-Buquicchio 子ども買春とその他の性的虐待資料を含めた子どもの売買と性的搾取に関する特別報告者

6. Maria Grazia Guammarinaro 人、特に女性と子どもの人身取引に関する特別報告者

質問(両特別報告者に): モルディヴ、イラク、リヒテンシュタイン、リビア、カタール、スロヴェニア、スイス、米国、ロシア連邦、南アフリカ、英国、キューバ、モロッコ、欧州連合

一般討論(継続)

バルバドス(カリブ海諸国共同体(CARICOM)を代表)、南アフリカ(南部アフリカ開発共同体(SADC)を代表)、インドネシア(東南アジア諸国連合(アセアン)を代表)、欧州連合、スイス、日本、メキシコ、エジプト

日本のステートメント(布柴靖枝政府代表顧問): 国際社会の最も重要な使命の一つは、子どもたちが恐怖や脅しを受けずに育つことのできる世界を創設することです。日本は、子どもの権利の推進と保護のための基礎として、「子どもの権利に関する条約」を評価しております。かつて私と同様にこの第三委員会への日本政府特別顧問を務められたことのある大谷美紀子氏が、現在子どもの権利委員会委員を務めておられますことを嬉しく存じます。

このステートメントの中で、私は子どもの教育と子どもに対する暴力の話題に重点を置きたいと存じます。

教育は子どもをエンパワーし、尊厳をもって未来の生活を送ることができるようにしますので、教育は極めて重要です。

日本政府は、2015年に「平和と成長のための学習戦略」を発表し、女兒に教育を施すことに特に重点を置きました。この戦略を実施するために、女兒の寮を設置し、古い校舎に女兒のための手洗い所の数を増やすことにより、女兒のための学習環境を改善することに取り組んでおります。日本は、これら及びその他の女兒の質の高い教育のための努力を継続してまいります。

教育におけるジェンダー不平等は、特に開発途上国におけるもう一つの深刻な問題です。これに関して日本は、教育の改善を支援するために、ユネスコの「アジア太平洋地域教育協力基金」に約390万米ドルを提供してまいりました。

残念なことに、世界中で継続する子どもに対する暴力は、大きな害を引き起こし、子どもたちから健全な成長につながる環境を奪っております。子どもに対する暴力をなくすことを目的とするSDG16.2は国際社会から注目されていますが、課題はまだ残っています。例えば、多くの国々は、データ収集の欠如のために、状況を分析し手当をすることが難しい状況にあります。

今年7月に、高官政治フォーラムで、わが国は、誰も取り残されることがない多様で包摂的な社会を実現するための措置を導入いたしました。同フォーラムで、日本は、子どもの貧困と子どもに対する暴力をなくし、青少年の雇用を強化する特別行動を含め、SDGsを実施するための措置を着実に取るという決意を発表いたしました。特に、日本は、子どもと青少年に特に重点を置いて、教育・保健ケア・災害危険削減・ジェンダーの領域で、約100億米ドルの援助を提供することを公約いたしました。

さらに、我が国は、子どもをめぐる環境を改善するために、最近、様々な国内措置を取ってきました。昨年6月に、すべての子どもが教育を受ける権利を享受する資格があり、「子どもの権利に関する条約」の精神で、独立と保護と健全な発達を保障されることを表明するために、「子ども福祉法」が改正されました。この法律は、日本政府、地方自治体、子どもの保護者及びすべての日本国民の支援を得

て、子どもの福祉の権利も明確に保証しています。

日本政府は、両親が子どもを保護し、教育するのに必要な度を過ぎて子どもをしつけることを禁止するために、その「子ども虐待禁止法」も改正しました。さらに、犯罪防止閣僚会議で、4月に、「子どもの性的搾取を禁止する措置に関する基本計画」が発表されました。日本は、子どもに対する暴力がなくなる日まで努力を惜しまないつもりです。

日本は、他の加盟国、国連機関及び市民社会と好事例を分かち合う用意がありますし、またそうしたいと思っております。日本は、世界中での子どもの権利を継続して推進し、保護するつもりであります。

10月10日(火)午後 第13回会議

議事項目 68(a)(b)(継続)

一般討論(継続)

パラグアイ、ペルー、イタリア、コロンビア、アルゼンチン、チリ、ブルネイ・ダルサーラム、イラク、ブラジル、キューバ、インド、サウジアラビア、ケニア、リヒテンシュタイン、シリア・アラブ共和国、ナミビア、アフガニスタン、ヴェトナム、フィリピン、米国、ニカラグア、エリトリア、モナコ、イスラエル、ノルウェー、ザンビア

議題導入ステートメントと質問

7. Manfred Nowak 自由を奪われた子どもに関する世界調査の独立専門家・主著者

8. Andrew Gilmore 人権事務総長補

質問:ドイツ、モロッコ、スイス、イラン・イスラム共和国、ラオ人民民主主義共和国、レバノン

答弁権行使

朝鮮民主主義人民共和国: 米国は、わが国の子どもたちは権利を奪われているとコメントしたが、朝鮮民主主義共和国では飢え死にする子どもはいない。どの子どもも幸福な生活を送っている。米国は、自国の子ども達を銃暴力やレイプから保護する努力に集中するべきである。

10月11日(水)午前 第14回会議

記事項目 68(a)(b)(継続)

一般討論(継続)

ボツワナ、カタール、ドミニカ共和国、エルサルバドル、スリランカ、アイスランド、インドネシア、ブータン、カザフスタン、中国、トンガ、ジョージア、クエート、トルコ、ナイジェリア、モルデヴィ、パキスタン、タイ、ジンバブエ、チュニジア、パナマ、ルワンダ、バングラデシュ、ホーリーシー、南アフリカ、ブルンディ、アラブ首長国連邦、スペイン、マラウイ、モロッコ、韓国、コスタリカ、ジャマイカ、リビア、アルメニア、パレスチナ国、アンドラ、ブルキナファソ

10月11日(水)午後 第15回会議

議事項目 68(a)(b)

一般討論(継続)

グアテマラ、エチオピア、ウクライナ、ブルガリア、朝鮮民主人民共和国、アゼルバイジャン、ロシア連邦、バーレーン、コンゴ共和国、ミャンマー、ジブティ、アルジェリア、トーゴ、マルタ騎士団、国際赤十字赤新月社連盟、国際労働機関(ILO)

答弁権行使

サウディアラビア: シリアはその「忌まわしい」犯罪から注意をそらすために、でっち上げの情報を広めてきた。何千人もの命を奪った犯罪を行い、強制移動させられた人々の苦しみに目を瞑ってきた。人道危機を受けてきた国々に援助を提供する我が国政府のコミットメントを繰り返す述べる。

ミャンマー: 我が国政府とバングラデシュは、共通の国境に沿った問題に対処するために、協力に関して合意してきた。安全保障軍は「ジュネーヴ条約」と「領土法」を十分に認識しており、文民に害を与えてはいない。ミャンマーは、強制移動させられた人々の問題に隣人として対処するつもりである。

アルメニア: 我が国政府は、ナゴルノ・カラバフにおけるアゼルバイジャン人の行動の結果として25年以上も難民問題に対処してきた。アルメニアは、この問題に対する唯一の存続できる解決策を提供してきたが、アゼルバイジャンの攻撃は続いている。どんな子どもの死も悲劇であり、アゼルバイジャンがこの考えを共有しないことを残念に思う。

アゼルバイジャン: アルメニアの代表は紛争の精髓を歪曲した。アルメニアは戦争犯罪と人道違反の犯罪を行った。国際法はアゼルバイジャンに味方しており、占領地域からのアルメニア軍の撤退を要求する。アルメニアは挑発に訴えないで実体的な会談に関わるべきである。もしアルメニアが紛争の政治的解決に関心があるのなら、その軍を撤退させるべきである。

アルメニア: ナゴルノ・カラバフは、ナゴルノ・カラバフ軍の支配下にある。アゼルバイジャン代表は、子どもたちの殺害に関して、申し立てを否定しなかった。残虐行為は、アゼルバイジャン自身によって十分に文書化されてきた。

アゼルバイジャン: アルメニアの代表は、アルメニア大統領が述べたことに同意せず、ある都市でアルメニア兵士たちが何をしているのかを尋ねている。第二、7月の子ども達の殺害に関しては、2歳のアゼルバイジャン人女児が殺害され、普通の人々が、ソーシャル・メディアを通して、もっと多くのアゼルバイジャン人が殺されるべきだと述べていた。4月の戦争に関しては、アゼルバイジャンはその国民の安全を確保するために適切な措置を取ってきた。

10月12日(木)午前 第16回会議

議事項目 69: 先住民族の権利、(a)先住民族の権利、(b)世界先住民族会議として知られている総会の高官会議の成果文書のフォローアップ

提出文書

1. 先住民族の権利に関する人権理事会の特別報告者報告書を伝える事務局長メモ(A/72/186)

議題紹介ステートメントと質問

Victoria Aauli-Corpuz 先住民族の権利に関する特別報告者

質問: ブラジル、欧州連合、メキシコ、オーストラリア、カナダ、キューバ、リトアニア、スペイン、ノルウェー、ラオ人民民主主義共和国、ウクライナ

一般討論

ベリーズ(カリブ海共同体(CARICOM)を代表)、メキシコ(先住民族に関する友好国グループを代表)、エルサルヴァドル(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体(CELAC)を代表)、ノルウェー(グリーンランドを含むデンマーク、フィンランドと、アイスランド、スウェーデンを代表)、欧州連合、**日本**、エルサルヴァドル、メキシコ、ペルー、コロンビア、ブラジル、ロシア連邦、ナミビア、ニカラグア、キューバ、グアテマラ、ボリヴィア多民族国家、カナダ、南アフリカ、ホーリーシー、イラン・イスラム共和国、ウクライナ

日本のステートメント(布柴靖枝政府代表顧問): 「すべての民族は異なっており、自分たちを異なっていると考え、そのように尊重される権利を認めるが、先住民族は他の全ての民族と同等である。」これは「先住民族権利宣言」が奉じているところです。

2017年はこの「宣言」の採択10周年にあたります。先住民族の権利はいくつかの領域で推進されてきましたが、彼らは未だに社会で最も脆弱な集団の一つであります。彼らはまだに差別と社会的不正を受けており、これが残念なことに彼らとその権利を完全に行使することを妨げています。

すべての加盟国には、「宣言」に従って、先住民族の権利を保護し、推進する責務があることを強調したいと思います。

日本政府は、先住民族の尊厳が完全に尊重され、その地位が積極的に推進される社会を達成することを目的として包括的な政策を開発する努力を払って参りました。

日本では、「アイヌ」と呼ばれる先住民族が日本列島の北部、主として北海道の島で暮らしています。アイヌ民族は、ユニークな言語並びに別個の宗教と文化を有しています。

アイヌ民族に関する日本の政策の柱の一つは、アイヌ文化の推進とそれに対する意識啓発であります。日本政府は、アイヌ語に関する教育プログラムのような様々なプロジェクトに援助を提供してまいりました。さらに政府は、伝統的儀式と手工芸生産のための支援も提供しております。さらに政府は、今、アイヌ文化の再活性化のための国のセンターとして、国立アイヌ博物館と公園より成る「民族的調和のための象徴的スペース」を開発しております。「象徴的スペース」は、東京オリンピック・パラリンピックと同年となる2020年に開館します。これはアイヌの歴史と文化に対する全国的な理解を推進することになります。

もう一本の柱は、アイヌ民族の生活水準の改善であります。政府からの財政支援で、地方自治体が、教育支援、雇用支援、農業と漁業の近代化及び小企業の推進のような措置を実施してまいりました。

日本は、すべての人々の多様性が尊重される社会を達成するために、アイヌ民族との密接な協力を継続してまいります。

日本は、世界で先住民族が直面している様々な問題と取り組むことコミットしてまいりました。日本の「開発協力憲章」の原則の一つは、個人---特に先住民族を含めた脆弱な集団---の権利を追求するというコンセプトである人間の安全保障の推進であります。この原則に基づいて、日本は、国連及びその他の国際社会の行為者と協力して、いくつかの国々の先住民族の生活水準の改善のようなプロジェクトに貢献しました。

2017年9月に、2年間の協議の後に、国連総会は、先住民族に影響を及ぼす問題に関する国連機関の

関連会議で、先住民族の参画を推進する決議を採択しました。日本は、この決議の採択と第 70 回・71 回会期中に開催された加盟国と先住民族との間の建設的で公開の非公式対話を歓迎いたします。

「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の下で誰も取り残さないために、国際社会は、先住民族の基本的権利を尊重し、それぞれの社会への彼らの参画を推進する努力を強化する必要があります。日本はいつでもこの努力の一部となるつもりであります。

10月12日(木)午後 第17回会議

議事項目 69(a)(b)(*継続*)

一般討論(継続)

パラグアイ、中国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、フィリピン、エクアドル、ホンデュラス、食糧農業機関、国際労働機関(ILO)

答弁権行使

ロシア連邦: クリミアのタタール人はクリミア半島の他の全ての人々と全く同じ権利を有しており、ロシア連邦の責務は平等にいたるところに適用される。ウクライナは、国際団体の長いリストによって勧告されているように、クリミアのタタール人の状況を改善するために何もしてこなかった。クリミアのタタール人は、ウクライナの政治目的のために利用されている。

ウクライナ: クリミア自治共和国とセバストポールは、ウクライナの領土であり、これを併合しようとするロシアの試みは受け入れられないであろう。ロシア連邦の代表には毎日このことを思い出させているが、クリミアのタタール人の迫害事件に関してクリミアから情報が来ている。昨日中に 6 名が違法に拘束され、9 名の活動家が逮捕された。ムスリム教徒の家庭を対象とした捜査は、宗教を根拠とした迫害を例証している。国際法を守り、これを尊重するようすべての人々に要請する。

10月13日(金)午前 第18回会議

議事項目 72: 人権の推進と保護(a)人権条約の実施、(d)「ウィーン宣言と行動計画」のフォローアップの包括的实施

提出文書

1. 人権委員会報告書(第 117 回・118 回・119 回会期)(A/72/40)
2. ウズベキスタン代表部大使から事務総長に宛てた 2017 年 10 月 6 日付け書簡(A/72/9)
3. 拷問禁止委員会報告書(第 58 回・59 回・60 回会期)(A/72/44)
4. すべての移動労働者とその家族の権利の保護に関する委員会(第 25 回・26 回会期)報告書(A/72/48)
5. 障害者の権利委員会報告書(A/72/55)
6. 強制失踪委員会(第 11 回・12 回会期)報告書(A/72/56)
7. 障害を持つ女性と女兒の状況と「障害者の権利に関する条約」とその「選択議定書」の状態に関する事務総長報告書(A/72/227)
8. 現代の形態の奴隷制度に関する国連任意信託基金に関する事務総長報告書(A/72/229)
9. 拷問被害者のための国連任意信託基金に関する事務総長報告書(A/72/278)
10. 人権条約の実施に関する拷問及びその他の残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いはまたは懲罰の禁止に関する小委員会報告書を伝える事務総長メモ(A/72/168)

11. 人権条約機関議長の年次報告書を伝える事務総長メモ(A/72/177)
12. 拷問またはその他の残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰、武力の保護外使用と拷問及びその他の残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰の禁止に関する特別報告者の中間報告書を伝える事務総長メモ(A/72/178)
13. 「拷問及びその他の残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰禁止条約」の「選択議定書」によって確立された特別基金に関する事務局メモ
14. 国連人権高等弁務官報告書に関する事務局メモ(A/72/36)

議題導入ステートメント

1. Andrew Gilmour 人権事務総長補

2. Daniela Bas 経済社会問題局社会政策部部長

3. Jens Modvig 拷問禁止委員会議長

質問: 欧州連合、英国、ロシア連邦、韓国、アイルランド、デンマーク、エジプト、メキシコ

4. Malcolm Evans 拷問及びその他の残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰の防止に関する小委員会議長

質問: 英国、欧州連合、スイス、デンマーク、モルディヴ、メキシコ

5. Nils Melzer 拷問及びその他の残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰に関する特別報告者

質問: 米国、欧州連合、デンマーク、スイス、チェコ共和国、南アフリカ、英国、モルディヴ、ノルウェー、ロシア連邦

一般討論

欧州連合、日本、イラク、キューバ、ベルギー、イラン・イスラム共和国

日本のステートメント(布柴靖枝政府代表顧問): 人権や基本的自由のような普遍的価値を保護することは、すべて国の共通の責任であり、日本はこの原則を忠実に実施してきました。

日本は多国間フォーラムや2国間対話を通して、国際社会において、人権問題を解決し改善することに貢献してまいりました。我が国は、世界中で人権を推進し保護するために、これを継続することを決意しております。

人権条約機関の効果を強化し改善することは、人権を推進するための基本であります。人権理事会決議第 5/1 号の精神に照らして、条約機関を含めた人権メカニズム、普遍的定期的レビュー及び特別手続きが、重複を避けるためによりよく調整され、整理統合されることが重要であります。日本は、簡素化された報告手続き、テーマの調整、長引く会期の抑制のような様々な措置によって高度な効率が達成されることを期待しております。

昨年提出された事務総長報告書によりますと、すべての条約機関が総会決議第 68/268 号によって確立された語数制限に完全に従っており、2011 年から 2015 年までの 5 年の期間で、83 の締約国が共通の核心となる文書を提出いたしました。日本は諸委員会の疲れを知らない努力を高く評価しております。

普遍的定期的レビューは、それぞれの国との対話と協力を通して人権を保護し推進するための人権理事会の重要な機能であります。

日本は、11 月に、3 回目の UPR を受けることになっております。日本は、8 月に OHCHR に報告書を提出し、レビュー中の建設的対話を楽しみにいたしております。

人権条約機関による締約国の報告書の審査も、人権条約の実施を確保する際に重要な役割りを果たしております。

昨年、日本の第7回・8回合同定期報告書が女子差別撤廃委員会によって検討されました。日本代表団自体も、委員会との建設的で生産的な対話にかかわりました。

日本は、障害者の権利委員会、子どもの権利委員会及び強制失踪委員会にも定期報告書を提出いたしました。

諸委員会からの勧告のフォローアップへの日本の関わりの例を紹介させていただきます。UPR と CEDAW から勧告を受けた後で、日本政府は、性犯罪の現在の傾向に適切に対処するために、レイプとなる行為を拡大するために、「刑法」を改正し、最低刑を増やし、犯人の訴追のために被害者から正式の苦情を求める規定を除去しました。

最後に、日本は、国連を含めたすべてのパートナーとの協力を通して、国内的にも、国際的にも、継続して人権を保護し推進し続けるつもりであることを繰り返させていただきます。

10月13日(金)午後 第19回会議

議事項目 72(a)(d)(継続)

議題紹介ステートメントと質問(継続)

6. 岩沢雄司人権委員会議長

質問: 日本(措置を実施する際に委員会が直面している課題について尋ねる)、ロシア連邦、英国、モルディブ、欧州連合

7. Maria Virginia Bras Gomes 経済的・社会的・文化的権利委員会議長

質問: 欧州連合、南アフリカ、モロッコ、メキシコ、ロシア連邦

一般討論(継続)

ニュージーランド(オーストラリア・カナダ・アイスランド・ノルウェーも代表)、サウディアラビア、インド、ロシア連邦、インドネシア、パキスタン、ウクライナ、ナイジェリア、中国、ルワンダ、バングラデシュ、アルジェリア、エリトリア、ヴェトナム、南アフリカ、ネパール、カザフスタン、ブルキナファソ、ザンビア、アラブ首長国連邦、アゼルバイジャン、アフガニスタン、モンゴル

答弁権行使

ロシア連邦: 人権条約の下でのすべてのロシアの責務は、セバストポールと全クリミア半島に提供される。

ミャンマー: ミャンマーとバングラデシュ両政府は、接する国境に沿った問題に対処するための作業部会を設立することで合意した。バングラデシュの担当官は、この問題をさらに討議するためにミャンマーを訪問するであろう。我が国は、隣人として協力するつもりである。

ウクライナ: ロシアはクリミアでの国民投票を自由で民主的であると述べる際に誤解を招いている。国民投票は、「法的に無意味」であり、この地域の人々が占領軍によって殺されると怖がっていることを仮定すれば、どうしてこれを自由だと言えるのか?

10月16日(月)午後 第20回会議

議事項目 72: 人権の推進と保護、(b)人権と基本的自由の効果的享受を改善するための代替の取組を含めた人権問題、(c)人権状況と特別報告者と代表の報告書

提出文書

1. グローバル化とそれが人権の完全享受に与えるインパクトに関する事務総長報告書(A/72/132)
2. 「国籍または民族、宗教、言語マイノリティに属する人々の権利に関する宣言」の効果的推進に関する事務総長報告書(A/72/219)
3. 人権の推進と保護におけるオンブズマン、仲裁者及びその他の国内人権機関の役割に関する事務総長報告書(A/72/230)
4. 南西アジアとアラブ地域の国連人権訓練開発センターに関する事務総長報告書(A/72/256)
5. 定期的な真の選挙の原則と民主化の推進の効果を高める際の国連の役割の強化に関する事務総長報告書(A/72/260)
6. 人権の推進と保護のための国内機関に関する事務総長報告書(A/72/277)
7. 「強制失踪からの万人の保護のための国際条約」に関する事務総長報告書(A/72/280)
8. 人権条約機関の委員の公正な地位的配分の推進に関する事務総長報告書(A/72/284)
9. 人権と文化的多様性に関する事務総長報告書(A/72/289)
10. ジャーナリストの安全と刑事責任免除の問題に関する事務総長報告書(A/72/290)
11. テロ対抗中の人権と基本的人権の保護に関する事務総長報告書(A/72/316)
12. 国際協力の推進と依怙最良のない、公平性と客観性の重要性を通じた人権の分野での国連行動の強化に関する事務総長報告書(A/72/351)
13. 不寛容、否定的固定観念化、汚名を着せること、差別、暴力のそそのかし及び宗教または信念に基づく対人暴力との闘いに関する事務総長報告書(A/72/381)
14. 中央アフリカ人権・民主主義小地域センターに関する事務総長報告書(A/72/518)
15. 安全な飲用水と下水道への人権に関する特別報告者の報告書を伝える事務総長メモ(A/72/127)
16. 適切な水準の生活への権利の構成要素としての適切な住居とこの状況での非差別への権利に関する特別報告者報告書を伝える事務総長メモ(A/72/128)
17. 白皮症患者の人権の享受に関する独立専門家報告書を伝える事務総長メモ(A/72/131)
18. 障害を持つ女兒と若い女性の性と生殖に関する健康と権利に関する障害者の権利に関する特別報告者報告書を伝える事務総長メモ(A/72/133)
19. 平和的集会と結社の自由への権利に関する特別報告者報告書を伝える事務総長メモ(A/72/135)
20. 到達できる最高の水準の身体的・精神的健康の享受への万人の権利に関する特別報告者報告書を伝える事務総長メモ(A/72/137)
21. その原因と結果を含めた現代の形態の奴隷制度に関する特別報告者報告書を伝える事務総長メモ(A/72/139)
22. 裁判官と弁護士の独立に関する特別報告者報告書を伝える事務総長メモ(A/72/140)
23. 外国の負債及びその他の関連する国家の国際金融責務がすべての人権、特に経済的・社会的・文化的権利の完全享受に与える影響に関する独立専門家の報告書を伝える事務総長メモ(A/72/153)
24. 文化的権利の分野の特別報告者報告書を伝える事務総長メモ(A/72/155)

25. 人権と多国籍業及びその他の企業の問題に関する作業部会報告書を伝える事務総長メモ(A/72/162)
26. 子ども買春、子どもポルノ及びその他の子どもの性的虐待資料を含めた子どもの売買と性的搾取に関する特別報告者と人、特に女性と子どもの人身売買に関する特別報告者との合同報告書を伝える事務総長メモ(A/72/164)
27. 「国籍または民族、宗教、言語マイノリティに属する人々の権利宣言」の効果的推進に関するマイノリティ問題に関する特別報告者報告書を伝える事務総長メモ(A/72/165)
28. 人権擁護者の状況に関する特別報告者報告書を伝える事務総長メモ(A/72/170)
29. 人権と国際連帯に関する独立専門家報告書を伝える事務総長メモ(A/72/171)
30. 性的指向とジェンダー・アイデンティティに基づく暴力と差別に対する保護に関する独立専門家報告書を伝える事務総長メモ(A/72/172)
31. 移動者の人権に関する特別報告者報告書を伝える事務総長メモ(A/72/173)
32. 民主的で公正な国際秩序の推進に関する独立専門家の第6回報告書を伝える事務総長メモ(A/72/187)
33. 食料への権利に関する特別報告者の中間報告書を伝える事務総長メモ(A/72/188)
34. 国内避難民の権利に関する特別報告者報告書を伝える事務総長メモ(A/72/202)
35. 司法外・即決・恣意的刑の執行に関する特別報告者報告書を伝える事務総長メモ(A/72/335)
36. 意見と表現の自由への権利の推進と保護に関する特別報告者報告書を伝える事務総長メモ(A/72/350)
37. 宗教と信念の自由への権利の推進と保護に関する特別法報告者報告書を伝える事務総長メモ(A/72/365)
38. 極度の貧困と人権に関する特別報告者報告書を伝える事務総長メモ(A/72/502)
39. 一方的な強制措置が人権の享受に与える否定的インパクトに関する人権理事会特別報告者の中間報告書を伝える事務総長メモ(A/72/370)
40. 真実・正義・賠償・再発防止の保証の推進に関する特別報告者報告書を伝える事務総長メモ(A/72/523)
41. 教育への権利に関する特別報告者報告書を伝える事務総長メモ(A/72/496)
42. テロ対策中の人権と基本的自由の推進と保護に関する特別報告者報告書を伝える事務総長メモ(A/72/495)
43. 開発への権利に関する人権理事会特別報告者報告書に関する事務総長メモ(A/72/163)
44. 開発への権利に関する事務総長報告書に関する事務局メモ(A/72/201)
45. 朝鮮民主主義人民共和国における人権状況に関する事務総長報告書(A/72/279)
46. ブルンディに関する調査委員会報告書に関する事務局メモ(A/72/281)
47. イラン・イスラム共和国の人権状況に関する特別報告者報告書を伝える事務総長メモ(A/72/322)
48. ミャンマーの人権状況に関する特別報告者報告書を伝える事務総長メモ(A/72/382)
49. 朝鮮民主主義人民共和国の人権状況に関する人権理事会特別報告者報告書を伝える事務総長メモ(A/72/394)
50. ベラルーシの人権状況に関する特別報告者報告書を伝える事務総長メモ(A/72/493)
51. 人権理事会のブルンディに関する調査委員会報告書を伝える事務局メモ(A/72/281)
52. 一時的に被占領のクリミア自治共和国とセヴァストポール市(ウクライナ)の人権状況報告書を伝える事務局メモ(A/72/498)
53. 事務総長に宛てたウクライナ代表部大使の2017年9月20日付け書簡(A/C.3/72/2-S/2017/798)
54. 事務総長に宛てた国連へのウクライナ代表部大使の2017年9月20日付け書簡(A/C.3/72/3-

S/2017/799)

55. 事務総長に宛てた国連へのウクライナ代表で大使の 2017 年 9 月 27 日付け書簡(A/C.3/72/4-S/2017/800)

56. 事務総長に宛てたウクライナ代表部大使の 2017 年 9 月 27 日付け書簡(A/C.3/72/5-S/2017/816)

57. 事務総長に宛てた国連へのウクライナ代表部大使の 2017 年 9 月 27 日付け書簡(A/C.3/72/6-S/2017/817)

58. 事務総長に宛てた国連へのウクライナ代表部大使の 2017 年 9 月 27 日付け書簡(A/C.3/72/7-S/2017/818)

59. 事務総長に宛てた国連へのウクライナ代表部大使の 2017 年 9 月 27 日付け書簡(A/C.3/72/8-S/2017/819)

60. 事務総長に宛てたウクライナ代表部大使からの 2017 年 10 月 9 日付け書簡(A/C.3/72/10-S/2017/852)

61. 事務総長に宛てたイラン・イスラム共和国の代表部大使の 2017 年 10 月 10 日付け書簡(A/C.3/72/11)

議題紹介ステートメント

1. Zeid Ra'Ad Zeid Al Hussein 人権高等弁務官

質問: 中国、モロッコ、オーストラリア、アルゼンチン、ラトヴィア、米国、スイス、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、英国、カメルーン、イラン・イスラム共和国、欧州連合、ロシア連邦、パレスチナ国、キューバ、アゼルバイジャン、エチオピア、エジプト、シンガポール、インドネシア、朝鮮民主主義人民共和国

10月17日(火)午前 第21回会議

議事項目 72 (b)(c)(継続)

議題紹介ステートメント(継続)

2. Taye-Brook Zerihoun 政治問題事務総長補

3. Hui Lu 人権高等弁務官事務所政府間問題、アウトリーチ、プログラム支援課課長

質問: エジプト(アフガニスタン、アルジェリア、アゼルバイジャン、バーレーン、バングラデシュ、ベラルーシ、ベナン、ブルネイ・ダルサーラム、ブルキナファソ、カメルーン、チャド、コモロ、コートジボワール、ジブティ、エジプト、ガーナ、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、グアイアナ、インドネシア、イラン・イスラム共和国、イラク、ヨルダン、カザフスタン、クウェート、キルギスタン、レバノン、リビア、マレーシア、モルディヴ、マリ、モーリタニア、モロッコ、モザンビーク、ニジェール、オマーン、パキスタン、カタール、ロシア連邦、サウディアラビア、セネガル、シエラレオネ、ソマリア、スーダン、スリナム、シリア・アラブ共和国、タジキスタン、トーゴ、チュニジア、トルコ、トルクメニスタン、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ウズベキスタン、イエーメン、パレスチナ国を代表)、アゼルバイジャン、エジプト(アフリカ・グループを代表)

4. Obiora Okafor 人権と国際連帯に関する独立専門家

質問: ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、キューバ、カタール、モロッコ

5. Suriya Deva 人権と多国籍企業及びその他の企業の問題に関する作業部会議長

質問: モロッコ、南アフリカ、米国、キューバ、欧州連合、メキシコ、ノルウェー、英国、ロシア連邦、カメルーン、スイス、コロンビア、国際商工会議所

10月17日(火)午後 第22回会議

議事項目 72(b)(c)(*継続*)

議題紹介ステートメント(*継続*)

6. Zamir Akram 開発への権利に関する作業部会議長・報告者

質問: ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、イラン・イスラム共和国、欧州連合、南アフリカ、インドネシア、インド、エリトリア、パキスタン、モロッコ

7. Saad Alfarargi 開発への権利に関する特別報告者

質問: エジプト(アフリカ・グループを代表)、モロッコ、中国、イラン・イスラム共和国、ロシア連邦、キューバ、インド、米国、南アフリカ、モルディヴ

8. Alfred-Maurice de Zayas 民主的で公正な国際秩序の推進に関する独立専門家

質問: モロッコ、南アフリカ、キューバ、モルディヴ

10月18日(水)午前 第23回会議

議事項目 72(b)(c)(*継続*)

議題紹介ステートメント(*継続*)

9. Fionnuala Ni Aolain テロ対策中の人権と基本的自由の推進と保護に関する特別報告者

質問: モロッコ、ベルギー、メキシコ、欧州連合、米国、ケニア、ロシア連邦、ノルウェー、イラク、アイルランド、フランス、オランダ、サウジアラビア、カタール、スイス、キューバ、モルディヴ、英国

10. Diego Garcia-Sayan 裁判官と弁護士の独立性に関する特別報告者

質問: ロシア連邦、ケニア、カタール、欧州連合、モルディヴ、米国、キューバ、グアテマラ

11. Idriss Jazairy 一方的強制措置が人権の享受に与える否定的インパクトに関する特別報告者

質問: ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ロシア連邦、米国、キューバ、アラブ首長国連邦、イラン・イスラム共和国、アルジェリア、カタール、朝鮮民主主義人民共和国、シリア・アラブ共和国、スーダン、南アフリカ、サウジアラビア、バーレーン、エジプト

10月20日(金)午前 第24回会議

議事項目 72(b)(c)(*継続*)

議題紹介ステートメント(*継続*)

12. Suela Janina 強制失踪委員会議長

質問: イラク、欧州連合、日本(強制失踪は重大な犯罪であるが、「条約」の締約国を拡大するために委員会はどんな考えを持っているのか議長に尋ねる)、フランス、メキシコ、アルゼンチン、コロンビア

13. Bernard Duhaime 強制または任意によらない失踪に関する作業部会議長

質問: 米国、アルゼンチン、欧州連合、韓国、中国、フランス

14. Cecilia Jimenez-Damary 国内避難民の人権に関する特別報告者

質問: モロッコ、米国、アフガニスタン、欧州連合、オーストリア、スイス、アゼルバイジャン、英国、シリア・アラブ共和国、朝鮮民主主義人民共和国、イラク、ジョージア、ノルウェー、エチオピア

10月20日(金)午後 第25回会議

議事項目 72(b)(c)(継続)

議題紹介ステートメント

15. Jose Briliantes すべての移動労働者とその家族の権利保護に関する作業部会議長

質問: メキシコ、欧州連合、モロッコ、インドネシア

16. Felipe Gonzalez Moales 移動者の人権に関する特別報告者

質問: エリトリア、メキシコ、ブラジル、欧州連合、米国、南アフリカ、チリ、スイス、カナダ、ロシア連邦、カタール、エチオピア

17. Joseph A. Cnnataci プライヴァシーへの権利に関する特別報告者

質問: 米国、ブラジル、ドイツ、欧州連合、リヒテンシュタイン、南アフリカ、イラク、スイス

10月23日(月)午前 第26回会議

議事項目 72(b)(c)(継続)

議題紹介ステートメント

18. Hilal Ever 食料への人権に関する特別報告者

質問: 欧州連合、モロッコ、ノルウェー、インドネシア、キューバ、シリア・アラブ共和国、カメルーン、トルコ、ミャンマー、サウジアラビア

19. 教育への権利に関する特別報告者

質問: ハンガリー、ノルウェー、カタール、メキシコ、ロシア連邦、欧州連合、南アフリカ、ウクライナ、ブルキナファソ、イラク、モロッコ、キューバ、インドネシア、モルディヴ

20. Philip Alston 極度の貧国と人権に関する特別報告者

質問: 中国、イラク、欧州連合、キューバ、米国、モロッコ

10月23日(月)午後 第27回会議

議事項目 72(b)(c)(継続)

議題紹介ステートメントと質問

21. Leo Heller 安全な飲用水と下水道への人権に関する特別報告者

質問: ブラジル、欧州連合、ドイツ、南アフリカ、スイス、モルディヴ、フランス、スペイン、イラク、ノルウェー、モロッコ

22. Leilani Farha 適切な生活水準への権利の構成要素としての適切な住居とこの状況での非差別への権利に関する特別報告者

質問: ブラジル、イラク、南アフリカ、欧州連合、パレスチナ国、モルディヴ

23. Dainius Puras 到達できる最高の水準の身体的精神的健康を享受する万人の権利に関する特別報告者

質問: リトアニア、キューバ、欧州連合、インドネシア、モルディヴ、南アフリカ

10月24日(火)午前 第28回会議

議事項目 72(b)(c)(*継続*)

議題紹介ステートメント(*継続*)

24. Teresia Degener 障害者の権利委員会議長

質問: メキシコ、スイス、欧州連合、**日本**(日本政府は、障害者の包括的な発達に妥当性を置いているが、彼らの社会参画を強化するために委員会に何ができるのかを尋ねる)、英国、イラク、モロッコ、モルディヴ、ロシア連邦、インドネシア、スペイン

25. 障害者の権利に関する特別報告者

質問: モロッコ、欧州連合、ブラジル、ニュージーランド、スイス、アルゼンチン、ロシア連邦、米国、エストニア、国連子ども基金(ユニセフ)、メキシコ、コスタリカ、インドネシア、モルディヴ、オーストラリア

26. Ikponwosa Ero 白皮症患者による人権の享受に関する独立専門家

質問: タンザニア連合共和国、フィジー、**日本**(白皮症の人は日常生活で多くの課題に直面しているが、実施志向の取組の例と白皮症が一般的に知られていない地域でこの問題についての意識を啓発するために独立専門家は何を提案するのかを尋ねる)、米国、イスラエル、マラウイ、南アフリカ、欧州連合、ソマリア、ケニア、パナマ

10月24日(火)午後 第29回会議

議事項目 72(b)(c)(*継続*)

議題紹介ステートメント(*継続*)

27. Ahmed Shaheed 宗教または信念の自由に関する特別報告者

質問: 米国、ドイツ、スイス、ロシア連邦、リヒテンシュタイン、英国、欧州連合、デンマーク、アルバニア、ブラジル、アイスランド、カナダ、イラク、バーレーン、ミャンマー、ノルウェー

28. David Kaye 意見と表現の自由への権利の推進と保護に関する特別報告者

質問: 米国、オーストリア、欧州連合、チェコ共和国、ラトヴィア、ノルウェー、インドネシア、韓国、メキシコ、ロシア連邦、エストニア、ポーランド、カタール、モルディヴ、スイス、キューバ、フランス、アラブ首長国連邦

29. Juan Pablo Bohoslavsky 外国の負債とその他の関連する国家の国際金融責務がすべての人権、特に経済的・社会的・文化的権利の完全享受に与える影響に関する独立専門家

10月25日(水)午前 第30回会議

議事項目 72(b)(c)(*継続*)

議題紹介ステートメント(*継続*)

30. Fernand de Varennes マイノリティ問題に関する特別報告者

質問: スイス、ハンガリー、イラク、メキシコ、米国、欧州連合、オーストリア、ロシア連邦、ウクライナ、インドネシア、中国、ノルウェー

31. Michel Forst 人権擁護者の状況に関する特別報告者

質問: スイス、欧州連合、スペイン、デンマーク、カナダ、ロシア連邦、アイルランド、ポーランド、オランダ、米国、スロヴェニア、中国、ブラジ、欧州会議、ノルウェー、チェコ共和国、キューバ、英国、コロンビア、南アフリカ、トルコ、ニュージーランド、フランス、メキシコ、パナマ

32. Karima Bennouna 文化的権利の分野での特別報告者

質問: モルディヴ、ロシア連邦、フランス、モロッコ、マルタ、ポーランド、欧州連合

10月25日(水)午後 第31回会議

議事項目 72(b)(c)(継続)

議題紹介ステートメント

33. Yanghee Lee ミャンマーの人権状況に関する特別報告者

質問: ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国(非同盟運動を代表)、ミャンマー、サウジアラビア、バングラデシュ、キューバ、リヒテンシュタイン、スイス、韓国、米国、オーストラリア、フランス、欧州連合、チェコ共和国、ロシア連邦、マレーシア、**日本**(送還を支援するために、地域への人道アクセスの重要性を強調し、危機に対応するバングラデシュの努力を推奨する)、トルコ、ノルウェー、ヴェトナム、ラオ人民民主主義共和国、メキシコ、アイルランド、イラク、インドネシア、インド、オランダ、タイ、シンガポール、英国、中国、モルディヴ、朝鮮民主主義人民共和国

34. Asama Jahangir イランの人権状況に関する特別報告者

質問: イラン・イスラム共和、米国、サウジアラビア、**日本**(日本政府は、人権状況を改善するために、イランと定期的な対話を開催している。対話には、女性のエンパワーメントに関する討議が含まれているが、イランにおける女性の権利を推進するための最も高い優先問題について尋ねる)、エリトリア、パプアニューギニア、英国、パキスタン、シリア・アラブ共和国、アイルランド、ブルンディ、ノルウェー、ドイツ、カナダ、ロシア連邦、スイス、ベラルーシ、中国、キューバ、欧州連合、チェコ共和国、朝鮮民主主義人民共和国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ジンバブエ

10月26日(木)午前 第32回会議

議事項目 72(b)(c)(継続)

議題紹介ステートメント

35. Tomas Ojea Quintana 朝鮮民主主義人民共和国の人権状況に関する特別報告者

質問: ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国(非同盟運動を代表)、アルゼンチン、ドイツ、欧州連合、韓国、ロシア連邦、**日本**(朝鮮民主主義人民共和国は資源を核の野心に向け続けている。国民に人権侵害に対して責任を取らせ、海外でのこの国の労働者の強制労働の例を明らかにすることに重点を置くよう特別報告者に要請する)、米国、スイス、アイルランド、キューバ、英国、イラン・イスラム共和国、モルディヴ、オーストラリア、シリア・アラブ共和国、チェコ共和国、アルジェリア、ラオ人民民主主義共和国、ノルウェー

36. Sheila B. Keetharuth エリトリアの人権状況に関する特別報告者

質問: エリトリア、ジブティ、米国、英国、ソマリア、欧州連合、キューバ、ニカラグア、ベラルーシ、ノルウェー、アイルランド、チェコ共和国、スイス、中国、ブルンディ、インド、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、パキスタン、エジプト、ジンバブエ、バングラデシュ、イラン・イスラム共和

国、ロシア連邦、ジブティ

36. Miklos Haraszi ベラルーシの人権状況に関する特別報告者

質問: ベラルーシ、スイス、欧州連合、エリトリア、リトアニア、シリア・アラブ共和国、ウズベキスタン、ポーランド、英国、スーダン、ドイツ、ブルンディ、パキスタン、タジキスタン、キューバ、ロシア連邦、カザフスタン、アゼルバイジャン、ノルウェー、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、朝鮮民主主義人民共和国、インド、トルクメニスタン、ラオ人民民主主義共和国、中国、イラン・イスラム共和国、チェコ共和国、米国

10月26日(水)午後 第33回会議

議事項目 72(b)(c)(継続)

議題紹介ステートメント(継続)

37. Agnes Callamard 司法外・即決・恣意的刑の執行に関する特別報告者

質問: アルジェリア、フィリピン、英国、フランス、欧州連合、オーストラリア、フィンランド

38. Urmila Bhoola 現代の形態の奴隷制度に関する特別報告者

質問: カタール、英国、南アフリカ、リヒテンシュタイン、欧州連合、モロッコ、パラグアイ

39. Fatah Ougergouz ブルンディに関する調査委員会議長

質問: ブルンディ、ヴスエネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ボツワナ、アルジェリア、モロッコ、タンザニア連合共和国、欧州連合、中国、シリア・アラブ共和国、サウディアラビア、スーダン、エリトリア、エジプト、米国、ジブティ、英国、ベラルーシ、キューバ、オランダ、パキスタン、ロシア連邦、ジンバブエ、ルワンダ、赤道ギニア、モーリシャス、朝鮮民主主義人民共和国、イラン・イスラム共和国、インド

10月27日(金)午前 第34回会議

議事項目 72(b)(c)(継続)

議題紹介ステートメント(継続)

40. Pablo de Greiff 真実・正義・賠償・再発防止の保証に関する特別報告者

質問: ノルウェー、欧州連合、コロンビア、スイス、アイルランド、米国

41. Vitit Muntharbhorn 性的指向とジェンダー・アイデンティティに基づく暴力からの保護に関する独立専門家

質問: チリ、アルゼンチン、南アフリカ、メキシコ、ベルギー、アルバニア、米国、英国、カナダ、日本(LGBTの個人がよりよく相談するために加盟国から必要とされる努力は何かを尋ねる)、コロンビア、欧州連合、オーストラリア、フランス、スペイン、アイルランド、オランダ、スウェーデン、スロヴェニア、ニュージーランド、スイス、イスラエル、マルタ

42. Michael Lynk 1967年以来被占領のバレスチナ地域における人権状況に関する特別報告者

質問: パレスチナ国、イスラエル、ナミビア、南アフリカ、モロッコ、サウディアラビア、ニカラグア、欧州連合、キューバ、中国、トルコ、マレーシア、イラン・イスラム共和国、インドネシア、モルディヴ、ノルウェー、ロシア連邦、イラク、シリア、エジプト

10月27日(金)午後 第35回会議

議事項目 72(b)(c)(継続)

一般討論

エルサルバドル(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体(CELAC)を代表)、アルゼンチン(LGBT 核心グループを代表)、南アフリカ(高齢者友好グループを代表)、オーストラリア(カナダ、コスタリカ、フィジー、アイスランド、リヒテンシュタイン、ニュージーランド、メキシコ、ノルウェーも代表)、欧州連合、スイス、**日本**、リヒテンシュタイン、エジプト、ペルー、アルゼンチン、ブラジル、オーストラリア、インド、ロシア連邦、カタール、ノルウェー、イラン・イスラム共和国、米国、朝鮮民主主義人民共和国、タイ、カナダ、アルジェリア、キューバ、ウズベキスタン、トーゴ、バングラデシュ、アルメニア、リビア

日本のステートメント(齋藤純公使): 朝鮮民主主義人民共和国は、自国民の資金を流用することによって可能となった日本の領土の上空を飛ぶ弾道ミサイルを発射し、挑発行為に継続して関わっている。日本と欧州連合は、この問題について委員会に決議案を提出するが、幅広い支持を得て承認されることを望んでいる。朝鮮民主主義人民共和国は、日本国民を拉致したが、これは重大な人権侵害である。ミャンマーには、法の支配と一致するように、人権を完全に尊重して、ラカイン州での安全保障を取り戻すよう要請する。シリアに関しては、エスカレーション削減地帯である程度の進歩が遂げられてきたが、文民に対する残虐行為が根強く続いており、人権状況について重大な懸念を表明する。

答弁権行使

朝鮮民主主義人民共和国: 米国、日本、欧州連合による非難を拒否する。人権侵害は米国で起こっており、米国はテロと世界戦の名目で罪のない文民を殺害してきた。欧州連合ではイスラム嫌悪症、人身取引及びその他の虐待が続いているので、よその国の人権問題について論じるのは欧州連合の恥である。このブロックは、朝鮮民主主義人民共和国のありもしない問題よりは独自の人権問題に対処すべきである。

中国: 米国と欧州連合からの非難を拒否する。米国は権利を政治利用しようとしているが、自国とその同盟国が行った侵害については依然として沈黙している。米国では、銃の暴力と投獄率が高く、警察はその権力を乱用している。富める者と貧しい者との格差は拡大し、移動者は排除に直面している。欧州連合では、移動者は侵害の中でもとりわけ本国送還に直面している。中国の人権保護における進歩は認められるべきである。中国は NGO グループを保護する目標をもって NGO に関する行政法を確立し、法の支配にコミットしている。そのような外国のグループには、中国の法律を遵守するならば、活動できる機能的環境があるであろう。

パキスタン: 欧州連合の代表者に応えるが、パキスタンは、すべての国民が完全な人権を享受することを保障することを決意している。最近の選挙は、そういった自由に対するパキスタンの尊重に対する信任票を記した。課題を認め、パキスタンは、女性とマイノリティをエンパワーする包括的取組を取ってきたし、国際社会とかかわることにコミットしている。

エジプト: 欧州連合代表者に応えるが、根拠のない非難は困ったものであり、そのようなコメントは、エジプトの政治的風景に対する無知を反映している。そのような主張は、依怙臆惧的にエジプトを標的にしようと求めている。ムスリムに対する憎悪の犯罪がドイツで深刻な問題となっている状態で、

欧州連合諸国では、宗教に基づく差別事件が増加している。英国の状況についても懸念を表明する。

日本: 朝鮮民主主義人民共和国の代表に就いて、かの国は、拉致被害者を含め、すべての行方不明の日本人の調査を行うことを約束したことを述べる。第二次世界大戦終了後 70 年を過ぎて、日本は、その過去を直視してきた。

朝鮮民主主義人民共和国: 特別報告者が日本での表現の自由に関する問題を指摘したことを想起する。日本が第二次世界大戦中に他国の女性を性奴隷として利用していたことは世界的に受け入れられており、過去の犯罪に対して日本に責任を取らせるよう国連に要請する。

日本: 日本は朝鮮民主主義人民共和国に、核兵器の実験をめぐる総会と国連機関によって提起された懸念に対処するよう要請する。

10月30日(月)午前 第36回会議

議事項目 72(b)(c)(継続)

一般討論(継続)

モリタニア、キプロス、ギリシャ、クウェート、ホーリーシー、スーダン、ミャンマー、中国、ウクライナ、セルビア、マラウイ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、コスタリカ、タンザニア連合共和国、シンガポール、エリトリア、アゼルバイジャン、トルコ、モロッコ、イラク、メキシコ、ホンデュラス、フィリピン、マルタ騎士団、食糧農業機関(FAO)

答弁権行使

トルコ: ギリシャ代表は、歴史の片面的な姿を示したが、トルコ系キプロス人は、多くが強制移動させられて、人権侵害に直面している。トルコ系キプロス人は、問題を解決するための折衝へのコミットメントを示してきたが、国連メカニズムは、状況を不正確に描くためにギリシャ系キプロス人によって操作されている。

キプロス: 我が国の問題はトルコの違法な占領の結果であり、関連国連決議に従うよう、トルコに要請する。

ロシア連邦: 第3委員会が、ウクライナ代表によってアジェンダと無関係な問題に対処するために利用されていることを悲しく思う。クリミアの人々は、関連条約に沿って、自決権のプロセスを通してロシア連邦に加わった。

バーレーン: 結社の自由は憲法にあり、これを行うのに何の制限も課されていない。我が国は国民の市民的・政治的権利を保障しており、これが代わって国家の活動への建設的貢献を育成している。

ウクライナ: ロシア連邦が、クリミアとロシア連邦自体での人権侵害に関連した「平行した現実」を推進し続けているのは「恥」である。クリミアの問題は、クリミア人は一時的に占領された地域で暮らしているウクライナ人であるので、委員会のアジェンダに完全に沿っている。

10月31日(火)午前 第37回会議

議事項目 70: 人種主義、人種差別、外国人排斥、関連する不寛容の撤廃、(a)人種主義、人種差別、外国人排斥、関連する不寛容の撤廃、(b)「ダーバン宣言と行動計画」の包括的実施とフォローアップ

議事項目 71: 自決権への諸国民の権利

提出文書

1. 第 87 回・88 回人種差別撤廃委員会報告書(A/72/18)
2. 現代の形態の人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容に関する人権理事会特別報告者報告書を伝える事務総長メモ(A/72/291)
3. 国際アフリカ系の人々の 10 年実施のための活動計画に関する事務総長報告書(A/72/323)
4. 人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容の全面的撤廃と「ダーバン宣言と行動計画」の包括的实施とフォローアップのための行動の世界的呼びかけに関する事務総長報告書(A/72/324)
5. 現代の形態の人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容に関する特別報告者報告書を伝える事務総長メモ(A/72/287)
6. 「ダーバン宣言と行動計画」の実施に関する独立著名専門家グループ報告書を伝える事務総長メモ(A/72/285)
7. アフリカ系の人々に関する専門家作業部会報告書に関する事務局メモ(A/72/319)
8. 民族自決権の普遍的实现に関する事務総長報告書(A/72/317)
9. 人権を侵害し、民族自決権を妨げる手段としての傭兵の使用に関する作業部会報告書を伝える事務総長メモ(A/72/286)

議題紹介ステートメント

1. Hui Lu 国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)政府間問題・アウトリーチ・プログラム支援課課長
2. Sabelo Gumedze、アフリカ系の人々に関する専門家作業部会議長
質問: 南アフリカ、欧州連合、モロッコ、ブラジル、メキシコ
3. Gabor Rona 人権を侵害し、民族自決権を妨げる手段としての傭兵の使用に関する特別報告者
質問: メキシコ、欧州連合、英国
4. Anastasia Chickely 人種差別撤廃委員会議長
質問: 欧州連合、ブラジル、アイルランド、イラン・イスラム共和国、ミャンマー、モロッコ、ロシア連邦

一般討論

エクアドル(G77/中国を代表)、エルサルヴァドル(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体(CELAC)を代表)、バハマ(カリブ海共同体(CARICOM)を代表)、南アフリカ(南部アフリカ開発共同体(SADC)を代表)、カナダ(オーストラリア、アイスランド、リヒテンシュタイン、ニュージーランド、ノルウェー、スイスも代表)、欧州連合、エジプト、コロンビア、イスラエル、ロシア連邦、インドネシア

10月31日(火)午後 第38回会議

議事項目 70(a)(b)、71(継続)

議題紹介ステートメント(継続)

5. Mutuma Ruthere 現代の形態の人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容に関する特別報告者
質問: ベルギー、欧州連合、英国、ブラジル、ロシア連邦、モルティヴ、スイス、アゼルバイジャン、モロッコ、南アフリカ、アルメニア
6. Taonga Mushayavanhu 補足的基準の策定に関する特別委員会議長・報告者
質問: 欧州連合、イラク、南アフリカ、ジンバブエ

一般討論(継続)

イラク、ブラジル、米国、イラン・イスラム共和国、パレスチナ国、インド、アイスランド、サウジアラビア、ジョージア、トルコ、ヨルダン、パキスタン、カナダ、南アフリカ、パプアニューギニア、ガボン、ホーリーシー

答弁権行使

インド: パキスタンはテロリストの安全な隠れ場所であるが、ジャンム・カシミールは依然としてインドの一部であり続けることを強調する。

パキスタン: インドの違法なジャンム・カシミールの占領は、その領土で暮らしている人々によって拒否されてきた。ジャンム・カシミールの平和的解決を見出す責務はインドにあり、インドはこの問題に関する安全保障理事会決議を尊重するべきである。

11月1日(火)午前 第39回会議

議事項目 70(a)(b)、71(継続)

一般討論(継続)

ナイジェリア、ウクライナ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、トーゴ、タイ、アルメニア、アルジェリア、モロッコ、アラブ首長国連邦

答弁権行使

アルメニア: アゼルバイジャンは、ナチのプロパガンダ戦略を用いている。アルメニアはアゼルバイジャンとその協力者の手で、民族浄化を経験した。アゼルバイジャンは、ナゴルノ・カラバフの民族自決権を否定している。

ロシア連邦: 新しい政治的現実と独自の政府と法制度を持つ新しい主権国家を止めるよう、ジョージアに要請する。クリミアは「国連憲章」と両規約で認められている民族自決権を行使したことをウクライナに伝える。クリミアの住民は、すべての基本的人権と自由を享受しており、人権が侵害されていると考えている人がいるならば、裁判所に行けばよい。

アゼルバイジャン: アルメニアのコメントには歪曲がある。与党共和党はナショナリストのイデオロギーを認め、若い世代はその精神でしつけられてきた。アルメニアはそのイデオロギーを捨て、隣国と平和に暮らすことを学ぶべきである。アルメニアはアゼルバイジャンに戦争を仕掛け、大規模な民族浄化を行い、アゼルバイジャン人の文化遺産を破壊した。ナゴルノ・カラバフはアゼルバイジャンの一部であり、アルメニアは何千人ものアゼルバイジャン文民の命を奪った紛争にアルメニアが加わったことを思い出すことが重要である。アルメニアの指導部は、ヘイト・スピーチと暴力のそそのかしで知られている。

ジョージア: ロシアはジョージアの主権のある領土を侵害し続け、軍事攻撃を仕掛けた。すべての侵害は、ジョージアの紛争に関する独立事実確認ミッションによって述べられた。民族浄化やその他の犯罪は、数多くの国際文書で証明されてきた。

ウクライナ: 国際社会はモスクワを占領軍として明らかにした。ロシアは国連決議に違反しており、「クリミア国」なるものは存在しないことを想起する。民族自決権は、国際法に違反しては行使できない。この地域の人々の苦しみを引き起こした戦略を止めるようロシアに要請する。

アルジェリア: 国連は17の非自治区を認めた、モロッコの一方向的な噂は認めていない。モロッコには

自国内の問題に対処するよう要請し、国際社会には、モロッコの恥ずかしい人権状況を調べるよう要請する。アルジェリアは、西サハラの状態を心配しているが、西サハラの人々は、民族自決権を行使できないでいる。アルジェリアはこの件については、国連の決定に従っている。

モロッコ: 根拠のないステートメントがアルジェリア外交の規範である。第3委員会で調べられた領土はない。自決権の問題はモロッコ領サハラの状態論で論じられてきた。国連がカバイル族の権利を無視したのは残念である。アムネスティ・インターナショナルの報告書は、アルジェリア政府が恣意的に国内から人々を追い出し、人種的プロファイリングで移動者を逮捕したことを示している。モロッコ領サハラの問題は、領土の保全の問題である。アルジェリアは、分離主義運動に資金を提供している。

アルメニア: アゼルバイジャンが誤解を招いたのは残念である。根拠のない非難は拒否する。平等権と自決権がナゴルノ・カラバフに関する決議の原則の中になければならない。アゼルバイジャンは、いつものやり方で、決議の一部にだけ言及した。

ロシア連邦: 民族自決権は自治の国民によって行使できる。2014年まで、ウクライナの一部であったクリミア自治共和国があった。クリミア人はウクライナの中ですでに自決権を享受していた。権利と機会の否定が、ロシアに加わる決定に影響した。

アゼルバイジャン: Garegin Nzhdeh を讃えることは、闘いで斃れたソヴィエト兵に対する無礼を示している。4月の敵対に対する非難は、その敵対行為はアゼルバイジャン領土でのみ行われたことをアルメニアは否定できない。アルメニアは和平プロセスを脱線し、軍の増強を継続した。軍事占領では解決策は出ない。アルメニアは解決プロセスに加わり、安保理及びその他の国際機関の決議を実施すべきである。

アルジェリア: 駱駝は自分の頭を見るができない。国際社会には西サハラの人々の訴えを考慮するよう要請し、モロッコには、アルジェリアについての報告書を指摘する前に、自国内の問題に対処するよう要請する。

モロッコ: アルジェリアは敵対関係を煽り、モロッコの領土の保全に挑もうとしている。モロッコ政府は、紛争の政治的解決を見出すことで合意している。

11月1日(水)午後 第40回会議

議事項目 64: 国連難民高等弁務官報告書、難民、帰還民、強制移動させられた人々に関連する問題及び人道問題

提出文書

1. 国連難民高等弁務官報告書(A/72/12)
2. 国連難民高等弁務官執行委員会報告書(A/72/12/Add1)
3. アフリカの難民・帰還民・強制移動させられた人々への支援に関する事務総長報告書

議題紹介ステートメント

Philippo Grandi 国連難民高等弁務官

質問: エチオピア、ノルウェー、イラン・イスラム共和国、カタール、トルコ、ブラジル、イラク、ケニア、アゼルバイジャン、日本(人道・平和構築団体の間の協力に対する障害について高等弁務官に尋ねる)、アイスランド、カメルーン、ミャンマー、モロッコ、パプアニューギニア

一般討論

欧州連合(候補国アルバニア、モンテネグロ、セルビア、トルコ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国; 安定連合プロセス及び候補可能国ボスニア・ヘルツェゴヴィナ並びにウクライナ、ジョージアを代表)、南アフリカ(南部アフリカ開発共同体を代表)、サウディアラビア、日本、スイス、コロンビア、イタリア、ブラジル、オーストラリア、エリトリア、イラク、ロシア連邦、米国、シリア・アラブ共和国、アフガニスタン、ヴェトナム、ケニア、イラン・イスラム共和国、アルジェリア、ベラルーシ、トルコ

日本のステートメント(Mr. Furumoto): 難民高等弁務官の作業に感謝し、シリア、南スーダン、バングラデシュ、ミャンマーでの人道危機の状況で貴機関が担われている大きな責任と期待を認める。9月に、日本の2017年のUNHCR 予算への寄付が15,000万ドルに達したことを想起する。難民のための世界的行動は、我が国が推進する人道援助と開発援助との強力な集中を表す。日本はウガンダと南スーダンでの援助プロジェクトを後援しているが、わが国の柱である人間の安全保障の概念の重要性を強調する。

11月2日(木)午前 第41回会議

議事項目64(継続)

一般討論(継続)

パキスタン、ジョージア、中国、クウェート、ヨルダン、レバノン、アルゼンチン、セルビア、韓国、タンザニア連合共和国、ウクライナ、南アフリカ、タイ、ボツワナ、アゼルバイジャン、モロッコ、エチオピア、ザンビア、ナイジェリア、国際赤十字赤新月社連盟(IFRC)、マリ、国際赤十字委員会、スーダン、ウガンダ

答弁権行使

ロシア連邦: 南オセチアとアブカジアは独立国であり、ロシア連邦はこれら領土を支配したことはない。ジョージアは、強制移動させられた人々のニーズを無視してきた。国民がウクライナを逃れる理由は、国の東部で戦争を始めた超国家主義者とウクライナ政府が犯した犯罪のためである。ロシア連邦は共和国を支配しておらず、ロシア軍の存在もない。ロシア連邦は、東ウクライナの状況を管理するために、UNHCR に任意の寄付も申し出た。クリミア共和国は、国際法に従ったロシア連邦の問題である。

アルジェリア: アルジェリアは難民の受け入れ国である。国連が採択した決議にアルジェリアが疑問を唱えることには何の問題もない。「ずるずる滑っていく」のはモロッコであり、そのたびごとに後れを生み出している。アルジェリアは自決権の擁護にはいつも揺るぎがなかった。モロッコは、人権状況に対しては無実だと主張しているが、西サハラではこの記録は明白で確認されている。モロッコは占領軍であり、行政府ではない。国際法の立場から、この領土は様々な国連決議で説明されている。

ウクライナ: 2014年にロシア連邦はいわゆる"green men"をクリミア領土に配置し、違法な国民投票が行われた。2014年にロシア連邦はウクライナで戦争を仕掛け、今ではウクライナからの難民を助けたと自慢している。「何度 halva(菓子)と言おうとももっと甘くはならない」という諺がロシアにある。

ジョージア: ロシア連邦はジョージアからの国内避難民の権利を損なっている。ロシア連邦は、国連憲章にも従っておらず、ジョージアに関する決議にも従っていない。その侵害は国連事実確認ミッショ

ンによっても述べられてきた。ロシア連邦は国内避難民の問題を解決する責任があり、ウクライナの人権状況を改善する責任もある。

モロッコ: アルジェリアは、国際法に対する無知を完全に無視している。モロッコがサハラを占領したというアルジェリアの主張は、この領土はいつもモロッコのものであったので完全に間違っている。

アルジェリア: モロッコは西サハラを違法に占領し、この意見を唱えるのはアルジェリアだけではない。自決権は国際法に従って行使されるべきであり、アルジェリアはこの立場に立っている。

モロッコ: サハラの人々はモロッコとの同盟を誓ってきた。アルジェリアは、その覇権主義の意図のもとに領土問題を生み出そうとしている。しかし、他国の状況ではなく、サハラの状況で自決権を強調してきたにすぎない。

11月2日(木)午後 第42回会議

議事項目 67: 人権理事会報告書

提出文書

1. 人権理事会報告書(A/72/53)
2. 人権理事会報告書(付録)(A/72/53/Add.1)

議題紹介ステートメント

Joaquin Alexander Maza Martelli 人権理事会議長

質問: コロンビア、スペイン、**日本**(世界中の人々のニーズに応えるために、絶えず見直しを受けなければならない。総会は理事会の見直しに注意を払い、この点で、どのように優先領域が明らかにされたかを尋ねなければならない)、エリトリア、ハンガリー、ラトヴィア、スイス、ドイツ、オーストリア、オーストラリア、リヒテンシュタイン、欧州連合、韓国、ノルウェー、アイルランド、南アフリカ、英国、バハマ、イラク、インドネシア、グアテマラ、アルゼンチン

一般討論

エリトリア(アフリカ・グループを代表)、欧州連合、パラグアイ、エジプト、コロンビア、エリトリア、**日本**、イラク、シリア・アラブ共和国、ボツワナ、米国、キューバ、イラン・イスラム共和国、アルジェリリア、ナイジェリア、エルサルヴァドル、ラトヴィア、インド、ウクライナ、中国、モロッ

答弁権行使

朝鮮民主主義人民共和国: 他国の国内問題への干渉は厳しく禁じられるべきことを欧州連合に伝える。理事会は完全に政治利用されているので、わが国は理事会決議にも反対する。朝鮮民主主義人民共和国の人権の保護と推進には何の関係もない。欧州連合は、朝鮮民主主義人民共和国のありもしない問題よりも、自身の嘆かわしい人権状況に対処するべきである。

一般討論ステートメント(総数)の内訳

| 議題 | 総数 | (国グループ | 各国 | 国際団体) | 男 | 女 | 女% |
|------------------|-----------------|--------|-----|-------|-----------------|-----------------|------|
| 女性の地位の向上 | 113 | 8 | 102 | 3 | 58 | 55 ¹ | 48.7 |
| 子どもの権利 | 91 | 6 | 82 | 3 | 48 | 43 ² | 47.3 |
| 社会開発 | 87 ³ | 5 | 81 | 1 | 51 ⁴ | 46 ⁵ | 46.4 |
| 犯罪防止刑事司法・麻薬 | 57 | 4 | 53 | 0 | 36 | 21 | 36.6 |
| 人権問題 | 54 | 5 | 47 | 2 | 35 | 19 | 35.2 |
| 国連難民高等弁務官 | 45 | 2 | 41 | 2 | 29 | 16 | 35.6 |
| 人種主義・人種差別・外国人排斥等 | 37 | 6 | 31 | 0 | 20 | 17 | 46.7 |
| 先住民族の権利 | 30 | 5 | 23 | 2 | 16 | 14 | 46.7 |
| 人権規約 | 29 | 2 | 27 | 0 | 17 | 12 | 41.4 |
| 人権理事会 | 21 | 2 | 19 | 0 | 14 | 7 | 33.3 |

女性の地位の向上の議題の下でのステートメント総数 113 の内容上位 20

| | | | |
|-----------------------|----|--|----|
| 女性に対する暴力 ⁶ | 83 | 女性・平和・安全保障 ⁷ | 20 |
| エンパワーメント ⁸ | 64 | 女性の地位の向上 | 17 |
| ジェンダー平等 ⁹ | 63 | ジェンダーの視点の主流化 | 15 |
| 労働・経済 ¹⁰ | 58 | 差別 | 13 |
| 意思決定 ¹¹ | 56 | 貧困 | 13 |
| 司法 ¹² | 55 | 国連ウィメン ¹³ | 12 |
| 開発 ¹⁴ | 45 | 移動女性 ¹⁵ | 12 |
| 教育 ¹⁶ | 45 | 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 ¹⁷ | 9 |

¹ うち青年代表 1 人

² うち青年代表 1 人

³ ステートメント総数は 87 であるが、ステートメントを行った男女は 97 人であるのは、1 つのステートメントを 2 人の青年代表が行った国があるため。

⁴ うち青年代表 10 名。

⁵ うち青年代表 19 名。

⁶ 子ども結婚、ジェンダーに基づく暴力、ドメスティック・ヴァイオレンス、人身取引、性暴力、暴力被害者支援、FGM のような有害な伝統的慣行等。

⁷ 安全保障理事会決議第 1325 号、国内和解プロセス等

⁸ 経済的エンパワーメント等

⁹ ジェンダー同数、構造的不平等、ジェンダー・バランス等

¹⁰ 金融へのアクセス、労働力参加、雇用、予算、市場へのアクセス、ジェンダー賃金格差、土地等経済資源の所有、起業等

¹¹ 政治参画、行政参画、経済参画、リーダーシップ等

¹² ジェンダーに配慮した法律、法改正、法整備、女性裁判官等

¹³ He for She キャンペーン等

¹⁴ 持続可能な開発目標、持続可能な開発目標 5、経済開発等

¹⁵ 移動女性労働者等

¹⁶ 訓練、中等教育、高等教育、識字等

¹⁷ 女子差別撤廃委員会等

| | | | |
|------------------|----|--------------------|---|
| 保健 ¹⁸ | 36 | 自然災害 ¹⁹ | 7 |
| 農山漁村女性 | 26 | 市民社会 | 7 |

11月7日(火)午後 第43回会議

決議の採択

1. ナチズム、ネオ・ナチズム、及びその他の現代の形態の人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容を煽る慣行の賞賛と闘う(A/C.3/72/L.56)

主提案国: ロシア連邦

共同提案国: バングラデシュ、ベラルーシ、ベナン、ブルンディ、中国、朝鮮民主主義人民共和国、インド、ラオ人民民主主義共和国、マリ、モーリタニア、ニカラグア、ナイジェリア、パキスタン、スーダン、シリア・アラブ共和国、トルクメニスタン、ウズベキスタン、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和区、アルジェリア、ボリヴィア多民族国家、ブラジル、コンゴ共和国、コートイヴォワール、エチオピア、グアテマラ、ギニア、ヨルダン、カザフスタン、モロッコ、ナミビア、ルワンダ、南スーダン、タジキスタン、トーゴ、チュニジア、ウガンダ、ジンバブエ

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: オーストラリア

2. 人権推進と保護のための国内機関(A/C.3/72/L.45)---PBI なし

主提案国: ドイツ

共同提案国: アフガニスタン、アルバニア、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チリ、コロンビア、コスタリカ、コートイヴォワール、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エクアドル、エストニア、フィジー、フィンランド、フランス、ジョージア、ギリシャ、ホンデュラス、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ヨルダン、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、メキシコ、モンテネグロ、モロッコ、オランダ、ナイジェリア、ノルウェー、パナマ、パラグアイ、ポーランド、ポルトガル、カタール、韓国、モルドヴァ共和国、ルーマニア、ルワンダ、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、チュニジア、ウクライナ、英国、米国、アンドラ、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、カーボヴェルデ、ジブティ、ドミニカ共和国、エジプト、エルサルヴァドル、エチオピア、ガーナ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、イスラエル、レバノン、リベリア、リビア、マダガスカル、マラウイ、モンゴル、ミャンマー、ニュージーランド、ペルー、セネガル、セルビア、スリランカ、スイス、タイ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、トーゴ、トルコ、ウルグアイ

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: オーストラリア

3. 第13回国連犯罪防止刑事司法会議のフォローアップと第14回国連犯罪防止刑事司法会議の準備(A/C.3/72/L.2)---PBI なし

提案者: 経済社会理事会

¹⁸ 性と生殖に関する健康と権利、妊産婦保健、HIVとエイズ、妊産婦・乳幼児死亡率等

¹⁹ 気候変動、災害危険削減戦略、女性のリーダーシップ等

コンセンサスで決議を採択

4. 囚人の扱いのための国連最低基準規則(ネルソン・マンデラ規則)の実際の適用の推進(A/C.3/72/L.3)---PBI あり

提案者: 経済社会理事会

コンセンサスで決議を採択

5. 対テロ対策に関する国際条約及び議定書実施のための技術支援(A/C.3/72/L.4)---PBI あり

提案者: 経済社会理事会

コンセンサスで決議を採択

6. 人身取引を禁止する努力の調整の改善(A/C.3/72/L.6/Rev.1)---PBI なし

主提案国: ベラルーシ

共同提案国: アルメニア、中央アフリカ共和国、エクアドル、カザフスタン、リビア、メキシコ、カタル、ロシア連邦、シリア・アラブ共和国、タジキスタン、タイ、トルクメニスタン、米国、ウズベキスタン、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、アフガニスタン、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バングラデシュ、ベルギー、ブルキナファソ、カナダ、中国、コスタリカ、コートイヴォワール、キューバ、エジプト、エルサルヴァドル、エリトリア、ジョージア、グアテマラ、ギニア、アイスランド、インド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、日本、ケニア、キルギスタン、ラトヴィア、レバノン、マラウイ、モルディヴ、モロッコ、ミャンマー、ニカラグア、ナイジェリア、パキスタン、パナマ、フィリピン、ポルトガル、モルドヴァ、セルビア、スーダン、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、トーゴ、チュニジア、トルコ、ウガンダ、ウルグアイ、ザンビア、ジンバブエ

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: 米国

7. 代替開発に関連する国連指導原則と代替開発と社会経済問題に対処する開発志向のバランスの取れた麻薬管理政策の実施の推進(A/C.3/72/L.5)---PBI なし

提案者: 経済社会理事会

コンセンサスで決議を採択

11月9日(木)午後 第44回会議

決議案の紹介

1. 人権を侵害し、民族自決権の行使を妨げ手段としての傭兵の使用(A/C.3/72/L.34)

主提案国: キューバ

共同提案国: アルジェリア、アンゴラ、ボリヴィア多民族国家、ボツワナ、ブルンディ、コモロ、コートイヴォワール、エチオピア、ガーナ、ギニア、レソト、マダガスカル、ミャンマー、ナミビア、ナイジェリア、カタル、南スーダン、ウガンダ、ジンバブエ

2. 国際協力と依怙鼻肩なし・公平性・客観性の推進を通じた人権の分野での国連行動の強化(A/C.3/72/L.30)

主提案国: キューバ

共同提案国: アルジェリア、アンゴラ、ボリヴィア多民族国家、ブルンディ、カメルーン、コートイ

ヴォワール、エジプト、エリトリア、ガーナ、ギニア、インド、イラン・イスラム共和国、ラオ人民民主主義共和国、リビア、マダガスカル、ミャンマー、ナミビア、ナイジェリア、パキスタン、ロシア連邦、セネガル、南スーダン、スリランカ、チュニジア、ウガンダ、ジンバブエ

3. 民主的で公正な国際秩序の推進(A/C.3/72/L.31)

主提案国: キューバ

共同提案国: アルジェリア、アンゴラ、ボリヴィア多民族国家、ブルキナファソ、ブルンディ、カメロン、コモロ、コートヴォワール、エジプト、エルサルヴァドル、エリトリア、エチオピア、ガーナ、ギニア、インド、インドネシア、イラン・イスラム共和国、ラオ人民民主主義共和国、リビア、マダガスカル、モーリタニア、ミャンマー、ナミビア、ナイジェリア、パキスタン、カタール、ロシア連邦、スリランカ、トーゴ、ウガンダ、ジンバブエ

4. 食料への権利(A/C.3/72/L.32)

主提案国: キューバ

共同提案国: アフガニスタン、アルジェリア、アンゴラ、アンティグア・バーブダ、ベナン、ボリヴィア多民族国家、ブルンディ、カーボヴェルデ、カメルーン、中央アフリカ共和国、チリ、コモロ、コートヴォワール、ジブティ、エジプト、エルサルヴァドル、エリトリア、エチオピア、ガーナ、ギニア、ホンデュラス、インド、インドネシア、イラン・イスラム共和国、ジャマイカ、日本、カザフスタン、ケニア、クウェート、ラオ人民民主主義共和国、リビア、マダガスカル、モーリタニア、モンゴル、ミャンマー、ナミビア、ネパール、ニジェール、ナイジェリア、パキスタン、パナマ、パラグアイ、カタール、ロシア連邦、ルワンダ、セネガル、スリランカ、タジキスタン、タイ、トーゴ、トルクメニスタン、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ジンバブエ

決議の採択(継続)

8. 社会開発における協同組合(A/C.3/72/L.9)---PBI なし

主提案国: モンゴル

共同提案国: アルバニア、アルジェリア、アンティグア・バーブダ、アルゼンチン、オーストリア、ベルギー、ベリーズ、ボリヴィア多民族国家、ブラジル、ブルキナファソ、カナダ、コスタリカ、コートヴォワール、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、ドミニカ共和国、エクアドル、エストニア、エチオピア、フィンランド、フランス、ガンビア、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、グアテマラ、ギニア、ホンデュラス、ハンガリー、インド、インドネシア、イスラエル、イタリア、日本、カザフスタン、ラトヴィア、リベリア、リトアニア、ルクセンブルグ、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、マルタ、メキシコ、モンテネグロ、ミャンマー、ナミビア、オランダ、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、フィリピン、ポルトガル、モルドヴァ共和国、ルーマニア、ロシア連邦、ルワンダ、セネガル、セピア、シエラレオネ、スロヴァキア、スロヴェニア、南アフリカ、スペイン、スーダン、スウェーデン、タイ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、東ティモール、トーゴ、チュニジア、トルコ、ウガンダ、英国、米国、ウルグアイ、ヴァヌアトゥ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム、ザンビア

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択。

採択後ステートメント: 米国

9. 第4回世界女性会議のフォローアップと「北京宣言と行動綱領」及び第23回特別総会成果の完全実施(A/C.3/72/L.67)---PBIなし

主提案者: 議長

ファシリテーター: カタール

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: 米国

決議内容(付録を参照)

10. 国連難民高等弁務官事務所(A/C.3/72/L.57)

主提案国: フィンランド

共同提案国: アルバニア、アンドラ、オーストラリア、オーストリア、ブルガリア、中央アフリカ共和国、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エストニア、フランス、ドイツ、アイスランド、アイルランド、イタリア、**日本**、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、アルゼンチン、アルメニア、アゼルバイジャン、ベルギー、ブラジル、ブルキナファソ、カナダ、チリ、グアテマラ、ギニア、ホンデュラス、イスラエル、ラトヴィア、リベリア、マダガスカル、メキシコ、ミクロネシア連邦国家、モロッコ、ニュージーランド、パナマ、パラグアイ、ポーランド、韓国、セルビア、タイ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、トルコ、ウクライナ、ウルグアイ、ザンビア、

採択前ステートメント: オーストラリア(カナダとニュージーランドも代表)、英国、スイス、ロシア連邦、米国

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

採択後ステートメント: エストニア(欧州連合を代表)

11. 拷問及びその他の残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰(A/C.3/72/L.20/Rev.1)

主提案国: デンマーク

共同提案国: アルバニア、アンドラ、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チリ、コスタリカ、クロアチア、キプロス、チェキア、エストニア、フィンランド、ジョージア、ドイツ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、メキシコ、モンゴル、モンテネグロ、ノルウェー、パナマ、ポルトガル、モルドヴァ共和国、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、ウクライナ、英国、米国、アンゴラ、アルゼンチン、ボリヴィア多民族国家、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブラジル、コート・ド'イボワール、ドミニカ共和国、エクアドル、フランス、ガーナ、ギリシャ、グアテマラ、ギニア、ホンデュラス、イスラエル、リベリア、ルクセンブルグ、マルタ、ミクロネシア連邦国家、モロッコ、オランダ、ニュージーランド、ナイジェリア、パラグアイ、ペルー、ポーランド、韓国、サンマリノ、セルビア、東ティモール、トルコ、ウルグアイ

修正案の提案: スーダン

修正案(前文パラグラフ7)票決前ステートメント: オーストラリア(カナダ、アイスランド、リヒテンシュ

タイン、ニュージーランド、ノルウェー、スイスも代表)、エストニア(欧州連合を代表)、ドイツ、ブラジル(アルゼンチン、チリ、コロンビア、コスタリカ、メキシコ、パラグアイ、ペルー、ウルグアイも代表)、フランス

修正案の票決: 賛成 21 票、反対 101、棄権 32 票でスーダン提案の修正案(前文パラグラフ 7)を否決

修正案(パラグラフ 4)票決前ステートメント: スイス(オーストラリア、カナダ、アイスランド、リヒテンシュタイン、ニュージーランド、ノルウェーも代表)

修正案(パラグラフ 4)の票決: 賛成 21、反対 102、棄権 32 で修正案を否決

修正案票決後ステートメント: スーダン

採択前ステートメント: 米国

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: **日本**(コンセンサスでの決議の採択を歓迎する。非公式協議の間、国々の中には死刑の廃止に関する文言を含めようとしたところもあることに懸念を表明する。そのような努力は、この決議案の目的に沿わないものである。死刑は拷問であるとの普遍的な理解はなく、この慣行を廃止することを決定するのはそれぞれの国家にかかっている。)

12. 定期的な真の選挙と民主化を強化する際の国連の役割の強化(A/C.3/72/L.23)---PBI なし

主提案国: 米国

共同提案国: アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チリ、キプロス、フィンランド、フランス、ジョージア、アイスランド、イスラエル、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、メキシコ、モナコ、ノルウェー、ペルー、ポーランド、ルーマニア、スロヴァキア、スペイン、ウクライナ、英国、アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンドラ、オーストリア、バハマ、バングラデシュ、バルバドス、ベリーズ、ベナン、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ボツワナ、ブルキナファソ、カーボヴェルデ、コロンビア、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、チェキア、デンマーク、ドミニカ共和国、エジプト、エルサルヴァドル、エストニア、ガーナ、ギリシャ、グアテマラ、ホンデュラス、ハンガリー、インド、インドネシア、アイルランド、**日本**、ヨルダン、レバノン、リベリア、マダガスカル、マリ、マルタ、ミクロネシア連邦国家、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、オランダ、ニュージーランド、ナイジェリア、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、フィリピン、ポルトガル、韓国、モルドヴァ共和国、ルワンダ、サモア、サンマリノ、セネガル、セルビア、スロヴァキア、スリランカ、スウェーデン、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、テュニジア、トルコ、ウガンダ、ウルグアイ、ヴァヌアトゥ、イエーメン、ザンビア

修正案 L.64 と L.65 の提案: ロシア連邦

修正案 L.64 票決前ステートメント: 米国、エストニア(欧州連合を代表)、スイス(オーストラリア、カナダ、アイスランド、ニュージーランド、ノルウェー、リヒテンシュタインも代表)、東ティモール、マラウイ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

賛成 39 票、反対 79 票、棄権 32 票で、修正案 L.64 を否決

修正案 L.65 票決前ステートメント: 米国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

賛成 40 票、反対 77 票、棄権 29 票で、修正案 L.65 を否決

修正案 L.66 票決前ステートメント: 米国、ロシア連邦

賛成 25 票、反対 88 票、棄権 25 票で、修正案 L.66 を否決

L.23 票決前ステートメント：ノルウェー、中国、南アフリカ、ロシア連邦

賛成 148 票、反対 0 票、棄権 14 票で、決議を採択。

採択後ステートメント：シンガポール

13. テロリズム被害者を悼む国際デー(A/C.3/72/L.24)---PBI なし

主提案国：アフガニスタン

共同提案国：オーストラリア、アゼルバイジャン、バングラデシュ、フランス、インド、日本、ケニア、モナコ、ポーランド、スペイン、スリランカ、タジキスタン、トルコ、ウクライナ、英国、米国、アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、アンティグア・バーブダ、アルメニア、オーストリア、ベルギー、ボリヴィア民族国家、ブルガリア、カナダ、中国、コロンビア、コスタリカ、コートイヴォワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェキア、デンマーク、エクアドル、エジプト、エルサルヴァドル、エリトリア、エストニア、フィンランド、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、ギニア、ハンガリー、アイスランド、インドネシア、イラン・イスラム共和国、イラク、アイルランド、イスラエル、イタリア、カザフスタン、リビア、レバノン、リベリア、リトアニア、ルクセンブルグ、マダガスカル、マレーシア、モルディヴ、マルタ、モーリタニア、モーリシャス、モンテネグロ、オランダ、ニジェール、ノルウェー、パナマ、カタール、韓国、ルーマニア、サンマリノ、セネガル、セルビア、スロヴァキア、スロヴェニア、南スーダン、スーダン、スウェーデン、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、東ティモール、トーゴ、テュニジア、トルクメニスタン、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ウルグアイ、ウズベキスタン、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム

コンセンサスで決議を採択

11月14日(火)午前 第45回会議

決議案の紹介(継続)

5. 民族自決権へのパレスチナ人の権利(A/C.3/72/L.59)

主提案国：エジプト(イスラム協力団体を代表)

共同提案国：アンティグア・バーブダ、アルメニア、オーストリア、ベリーズ、ブルガリア、ブルンディ、チリ、中国、朝鮮民主主義人民共和国、デンマーク、エリトリア、フィンランド、フランス、アイルランド、ルクセンブルグ、マルタ、ナミビア、ニカラグア、ロシア連邦、スロヴァキア、スペイン、スリランカ、スウェーデン、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、アンドラ、アンゴラ、ベルギー、ボリヴィア多民族国家、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブラジル、クロアチア、キューバ、キプロス、チェキア、エクアドル、エルサルヴァドル、エストニア、エチオピア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、ハイティ、ハンガリー、アイスランド、イタリア、ケニア、ラオ人民民主主義共和国、ラトヴィア、レソト、リベリア、リヒテンシュタイン、リトアニア、マダガスカル、モナコ、モンテネグロ、オランダ、ニュージーランド、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、セントヴィンセント・グレナディーン、セルビア、スロヴェニア、南アフリカ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、英国、ヴェトナム、ザンビア、ジンバブエ

異議申し立て：シリア・アラブ共和国

決議の採択(継続)

14. 南西アジアとアラブ地域のための国連人権訓練文書化センター(A/C.3/72/L.25)---PBI なし

主提案国: カタール

共同提案国: クウェート、マレーシア、モロッコ、オマーン、パキスタン、スーダン、米国
アルジェリア、アンティグア・バーブダ、オーストラリア、ボリビア多民族国家、カメルーン、エル
サルヴァドル、エリトリア、キリバティ、レバノン、リビア、モーリタニア、ニジェール、ナイジェリ
ア、シエラレオネ、チュニジア、トルコ、ウガンダ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、イエーメ
ン

一般コメント: シリア・アラブ共和国、カタール

票決前ステートメント: 米国

賛成 178 票、反対 0 票、棄権 2 票で、決議を採択

15. 朝鮮民主主義人民共和国における人権状況(A/C.3/72/L.40)---PBI なし

主提案国: エストニア(欧州連合を代表)、日本

共同提案国: アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロ
アチア、キプロス、チェキア、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリ
ー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセ
ンブルグ、マルタ、マーシャル諸島、ミクロネシア連邦国家、モンテネグロ、オランダ、ノルウェー、
ポーランド、ポルトガル、韓国、ルーマニア、スロヴァキア、スペイン、スウェーデン、スイス、トル
コ、ウクライナ、英国、米国、アルバニア、アンドラ、ベナン、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、チリ、
ジョージア、ホンデュラス、イスラエル、モルディヴ、メキシコ、ニュージーランド、パラオ、モルドヴ
ァ共和国、サンマリノ、セルビア、ソロモン諸島、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国

ステートメント: 朝鮮民主主義人民共和国、日本(朝鮮民主主義人民共和国の人権状況は国際社会が大
変懸念するところである。国民の半数以上が食糧や医療ケアを欠いており、その他の多くの国民が上下
水道を奪われている。国民のニーズに応えるよりはむしろ、政府は資金を核兵器と弾道弾に継続して費
やしている。拉致の問題に関しては、朝鮮民主主義人民共和国は日本国民を拉致したが、彼らの帰還な
く何年もが過ぎた。日本は彼らの即時帰国を要求し、かの国が未決の人権問題を解決するよう要請す
る)、シリア・アラブ共和国

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: シンガポール、イラン・イスラム共和国、中国、ロシア連邦、オーストラリ
ア(カナダ、アイスランド、リヒテンシュタイン、ニュージーランド、ノルウェー、スイスも代表)、ベ
ラルーシ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、コスタリカ、キューバ

16. イラン・イスラム共和国の人権状況(A/C.3/72/L.41)---PBI なし

主提案国: カナダ

共同提案国: アルバニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キ
プロス、チェキア、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、アイスランド、アイ
ルランド、イスラエル、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、
マルタ、ミクロネシア連邦国家、モナコ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、スロヴェニア、スペイ
ン、スウェーデン、トゥヴァル、英国、米国、アンドラ、ホンデュラス、パラオ、ポルトガル、モルド
ヴァ共和国、ルーマニア、サンマリノ、スロヴァキア、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国

ステートメント: イラン・イスラム共和国、サウディアラビア、シリア・アラブ共和国、ヴェネズエ

ラ・ボリヴァリアン共和国、ロシア連邦、ベラルーシ、キューバ、パキスタン、朝鮮民主主義人民共和国、中国

賛成 83 票、反対 30 票、棄権 68 票で、決議を採択

採択後ステートメント：メキシコ、**日本**(地震の被害を受けた方々にお悔やみを申し上げる。日本は、人権に関してイランに建設的にかかわり続けるつもりである。オンラインでもオフラインでも、表現の自由の推進を巡ってイランには課題が残っている)、ブラジル、チリ、エクアドル、イラン・イスラム共和国、サウディアラビア

17. クリミア自治共和国とウクライナのセヴァストポール市の人権状況(A/C.3/72/L.42)---PBI なし

主提案国: ウクライナ

共同提案国: アルバニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、チェキア、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、アイルランド、ラトヴィア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、ミクロネシア連邦国家、モンテネグロ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、モルドヴァ共和国、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、トルコ、英国、米国、ハイティ、アイスランド、イタリア、**日本**、キリバティ、マーシャル諸島、パラオ、ルーマニア

ステートメント：アゼルバイジャン、ロシア連邦、シリア・アラブ共和国、カナダ、英国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、朝鮮民主主義人民共和国、イラン・イスラム共和国、ベラルーシ、中国、パキスタン

賛成 71 票、反対 25 票、棄権 77 票で、決議を採択

11月14日(火)午後 第46回会議

決議の採択(継続)

17. 決議採択後ステートメント：アルゼンチン、スイス、メキシコ、ブラジル、ハンガリー、キプロス、ギリシャ、シンガポール、ジョージア

18. シリア・アラブ共和国の人権状況(A/C.3/72/L.54)---PBI なし

主提案国: サウディアラビア

共同提案国: **日本**、カタール、ウクライナ、米国、アルバニア、アンドラ、オーストラリア、オーストリア、バーレーン、ベルギー、カナダ、コモロ、クロアチア、チェコ共和国、デンマーク、ジブティ、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、アイスランド、イスラエル、イタリア、ヨルダン、クウェート、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、モルデイヴ、マルタ、モーリタニア、メキシコ、ミクロネシア連邦国家、モナコ、モンテネグロ、モロッコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、パラオ、ポーランド、ポルトガル、韓国、ルーマニア、サンマリノ、セネガル、スロヴァキア、スロヴェニア、ソマリア、スペイン、スウェーデン、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、トルコ、アラブ首長国連邦、英国、イエーメン

ステートメント：シリア・アラブ共和国

票決前ステートメント：米国、リヒテンシュタイン(オーストラリア、カナダ、アイスランド、ニュージーランド、ノルウェー、スイスも代表)、イラン・イスラム共和国、トルコ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、カタール、朝鮮民主主義人民共和国、ロシア連邦、ブラジル、ベラルーシ、キューバ

賛成 108 票、反対 17 票、棄権 58 票で、口頭で修正の決議を採択

票決後ステートメント：エジプト、シリア・アラブ共和国、中国、レバノン、アルゼンチン、エクアドル、リビア

異議申し立て：イラン・イスラム共和国

採択後ステートメント：イラン・イスラム共和国、サウディアラビア、カタール、**日本**(決議採択を歓迎し、シリアにおける悪化する人権状況に重大な懸念を表明する。暴力が止むことに希望を表明し、化学兵器の使用を強い言葉で非難する。シリアでのそのような兵器の使用は、化学兵器禁止機構・国連合同調査メカニズムの更新を要請している)、エストニア、トルコ、シリア・アラブ共和国

11月16日(木)午前 第47回会議

決議の採択(継続)

19. ミャンマーの人権状況(A/C.3/72/L.48)---PBI あり(A/C.3/72/L.69)

主提案国：サウディアラビア、エジプト(イスラム協力団体を代表)

共同提案国：アンドラ、アンゴラ、オーストリア、ベルギー、カナダ、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、メキシコ、モナコ、モンテネグロ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、サンマリノ、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、ウクライナ、英国、米国

異議申し立て：シリア・アラブ共和国、サウディアラビア、エジプト

票決の要求：ミャンマー

ステートメント：イラン・イスラム共和国、米国、バングラデシュ、トルコ、ソマリア、中国、ベラルーシ、ロシア連邦

票決前ステートメント：中国

賛成 135 票、反対 10 票、棄権 26 票で、決議を採択

票決後ステートメント：タイ、シンガポール、ネパール、**日本**(この地域での暴力を非難し、文民の殺害と強制移動に懸念を表明する。法の支配に沿って、安全保障を取り戻すようミャンマーに要請し、強制移動させられた人々を受け入れ、人道ニーズに応えるバングラデシュの努力を推奨する。この地域には事実確認努力が必要であり、ミャンマーが受け入れることができるように作業が行われる必要がある。決議案に対する日本のコメントが、提案国によって検討されなかったため、日本は棄権票を投じた)、朝鮮民主主義人民共和国、アルゼンチン、フィリピン、ラオ人民民主主義共和国、カンボディア、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、エクアドル、ヴェトナム

ステートメント：エストニア(欧州連合;候補国旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、モンテネグロ、アルバニア;安定連合プロセス及び候補可能国ボスニア・ヘルツェゴヴィナ及びジョージアを代表)、ナイジェリア、インドネシア、カナダ、ミャンマー

答弁権行使

イラン・イスラム共和国: 人権問題に関してサウディアラビアに相談することは、「生命の問題について死の天使に相談する」誰かに似ている。サウディアラビアは人権を推進するための夢として、狂信と

分派主義を売っている。サウディの takfiri イデオロギー(他のイスラム教徒を背教と非難する考え)は「侵略的種」として働き、サウディの機関は世界中で過激主義者を支援することに忙しい。

サウディアラビア: サウディアラビアが国際社会と協力することに成功していることが、イランに苦痛を与えてきた。かの国の政府は、協力の原則を無視してきた。イランは世界中で恐怖の主たる支援者であるので、イランのテロリズムに関するコメントは滑稽である。これは単なる無知と愚かさの表明である。

シリア・アラブ共和国: シリアとイランは協力しているとのサウディアラビアのコメントに対して、イランとの合同防衛協定は設置されており、シリアは、サウディアラビアが支援するグループと闘う際に、イランともロシア連邦とも協力していることを誇りにしている。サウディアラビアが、アラブやムスリムを侮辱しないよう希望する。

サウディアラビア: 答弁権を行使したいと思う。(事務局から答弁権の行使は一項目につき2回までと言われる。議長から異議申し立てとして発言するよう言われて) 別の加盟国が発言した後で答弁権を否定されるのは不公平である。

シリア・アラブ共和国: (規則は明確であると言われて) 立場を擁護してくれたことに対して議長に感謝する。加盟国は手続きをどのように利用するかを学ぶべきである。

サウディアラビア: 我が国は規則を受け入れ、ペルシャ人との同盟に対してシリアにお祝いを申し上げる。

シリア・アラブ共和国: イランの同盟国であることは我が国の誇りである。

決議の採択(継続)

20. 農山漁村地域の女性と女兒の状況の改善(A/C.3/72/L.22/Rev.1)---PBI なし

主提案国: モンゴル

共同提案国: アンティグア・バーブダ、アルゼンチン、バングラデシュ、ベリーズ、ブラジル、中央アフリカ共和国、中国、エチオピア、ガーナ、アイスランド、ケニア、リベリア、モロッコ、ナミビア、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、韓国、スペイン、スリランカ、タイ、トーゴ、ウルグアイ、ザンビア、アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ベナン、ボリヴィア多民族国家、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、ブルキナファソ、カーボヴェルデ、カナダ、コロンビア、コンゴ共和国、コスタリカ、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、ドミニカ共和国、エジプト、エルサルヴァドル、エリトリア、エストニア、フィンランド、フランス、ガンビア、ドイツ、ギリシャ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ホンデュラス、ハンガリー、インド、アイルランド、イスラエル、イタリア、**日本**、ラトヴィア、レバノン、リトアニア、ルクセンブルグ、マダガスカル、マレーシア、マリ、マラウイ、マルタ、モンテネグロ、モザンビーク、オランダ、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、ノルウェー、パナマ、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、モルドヴァ共和国、ルーマニア、ルワンダ、セネガル、セルビア、シエラレオネ、スロヴァキア、スロヴェニア、スウェーデン、スイス、イェーメン、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、東ティモール、チュニジア、ウガンダ、ウクライナ、英国、タンザニア連合共和国、ヴェトナム、ジンバブエ

コンセンサスで決議を採択

決議内容(付録を参照)

21. 国連難民高等弁務官のプログラム執行委員会の拡大(A/C.3/72/L.60)---PBI なし

主提案国: ジンバブエ

共同提案国: アルジェリア、アンゴラ、ブルンディ、カメルーン、中央アフリカ共和国、中国、コロンビア、コモロ、エジプト、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、レソト、リベリア、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、ルワンダ、シエラレオネ、南アフリカ、スーダン、東ティモール、ウガンダ

コンセンサスで決議を採択

22. ナチズム、ネオ・ナチズム及びその他の現代の形態の人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容の扇動を助長する慣行の賞賛との闘い(A/C.3/72/L.56/Rev.1)---PBI なし

主提案国: ロシア連邦

共同提案国: アルジェリア、バングラデシュ、ベラルーシ、ベナン、ボリヴィア多民族国家、ブラジル、ブルンディ、中国、コンゴ共和国、コートイヴォワール、キューバ、朝鮮民主主義人民共和国、エリトリア、エチオピア、ガーナ、グアテマラ、ギニア、インド、ヨルダン、カザフスタン、キルギスタン、ラオ人民民主主義共和国、マリ、モーリタニア、モロッコ、ミャンマー、ナミビア、ニカラグア、ナイジェリア、パキスタン、ルワンダ、南スーダン、スーダン、シリア・アラブ共和国、タジキスタン、トーゴ、チュニジア、トルクメニスタン、ウガンダ、ウズベキスタン、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム、ジンバブエ、アンゴラ、アルメニア、ブルキナファソ、カンボディア、中央アフリカ共和国、ガンビア、ギニアビサウ、グアイアナ、ニジェール、フィリピン、セネガ、セルビア、シエラレオネ、南アフリカ

ステートメント: ベラルーシ(アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ジョージア、カザフスタン、キルギスタン、ロシア連邦(タジキスタン、ウズベキスタンより成る集団安全保障条約機構を代表)

口頭による修正案の提案: 米国

ステートメント: ロシア連邦、米国

修正案票決前ステートメント: 南アフリカ、シリア・アラブ共和国

賛成 3 票、反対 81 票、棄権 73 票で口頭による修正案を否決

修正案票決後ステートメント: アルゼンチン、エストニア(欧州連合と候補国旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、モンテネグロ、アルバニアを代表)

L.56/Rev.1 の票決: 賛成 125 票、反対 2 票、棄権 51 票で決議を採択

11月16日(木)午後 第48回会議

決議の採択(継続)

22. (継続)

採択後ステートメント: 米国、エストニア(欧州連合を代表)、スイス(オーストラリア、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーも代表)、カナダ、ベラルーシ、アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ

23. 人権理事会報告(A/C.3/72/L.62)---PBI なし

主提案国: ガボン(アフリカ諸国を代表)

共同提案国: ロシア連邦

ステートメント: ベラルーシ

票決前ステートメント: リヒテンシュタイン(オーストラリア、カナダ、アイスランド、ニュージーランド、ノルウェー、スイスも代表)、イスラエル、エストニア(欧州連合を代表)

賛成 117 票、反対 2 票、棄権 60 票で、決議を採択

採択後ステートメント: 米国、コスタリカ、エリトリア、イラン・イスラム共和国、ミャンマー

24. 人権を侵害し、民族自決権を妨げる手段としての傭兵の使用(A/C.3/72/L.34)---PBI なし

主提案国: キューバ

追加共同提案国: アルジェリア、アンドラ、ボリヴィア多民族国家、ボツワナ、ブルンディ、チリ、コモロ、コートイヴォワール、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エチオピア、ガーナ、ギニア、インド、イラン・イスラム共和国、レソト、マダガスカル、ミャンマー、ナミビア、ナイジェリア、ペルー、カタール、セントヴィンセント・グレナディーン、シエラレオネ、南スーダン、ウガンダ、タンザニア連合共和国、ジンバブエ

口頭で修正の決議を、賛成 127 票、反対 52 票、棄権 4 票で採択。

採択後ステートメント: アルゼンチン、エストニア(欧州連合を代表)

25. 民族自決権の普遍的实现(A/C.3/72/L.58)---PBI なし

主提案国: パキスタン

共同提案国: アルジェリア、アンティグア・バーブダ、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ブルンディ、中国、エリトリア、イラン・イスラム共和国、ヨルダン、クウェート、レバノン、リベリア、シンガポール、シリア・アラブ共和国、タイ、アラブ首長国連邦、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム、アンゴラ、バーレーン、バングラデシュ、ベリーズ、ベナン、ボリヴィア多民族国家、ブラジル、ブルネイ・ダルサラーム、ブルキナファソ、カメルーン、中央アフリカ共和国、コモロ、コートイヴォワール、エクアドル、エジプト、エルサルヴァドル、ガンビア、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、グアイアナ、ハイティ、ホンデュラス、ジャマイカ、ケニア、キルギスタン、レソト、マダガスカル、モルディヴ、モザンビーク、ニカラグア、ニジェール、パラオ、パラグアイ、セネガル、シエラレオネ、ソマリア、南アフリカ、南スーダン、スリナム、タジキスタン、テュニジア、ウガンダ、タンザニア連合共和国、イエーメン、ザンビア、ジンバブエ

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: スペイン、米国、アルゼンチン

答弁権行使

英国: ジブラルタルにおける主権を想起し、ジブラルタルの人々は自決権を享受してきたことを述べる。ジブラルタルの人々によって支持されている憲法は、現在の関係を規定しており、英国はジブラルタルの人々にその公約を繰り返し述べている。英国は、ジブラルタルが満足しない主権の交渉には入らないことも確認しており、スペインが 2012 年に会談から撤退したことを残念に思う。

決議の採択(継続)

26. 国際手話の日(A/C.3/72/L.36/Rev.1)

主提案国: アンティグア・バーブダ

共同提案国: アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、ベリーズ、ブラジル、チリ、エルサルヴァ

アドル、グアテマラ、イスラエル、日本、レバノン、リベリア、モーリシャス、モロッコ、パナマ、スリランカ、トーゴ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、アフガニスタン、アンゴラ、オーストリア、バングラデシュ、ベルギー、ベナン、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンディ、カーボヴェルデ、カメルーン、カナダ、中央アフリカ共和国、中国、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、コスタリカ、コーディヴォワール、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エリトリア、フィンランド、フランス、ガーナ、グレナダ、ギニア、ギニアビサウ、ハイティ、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン・イスラム共和国、イラク、アイルランド、レソト、リビア、マダガスカル、マラウイ、モルディヴ、モンテネグロ、モザンビーク、ナミビア、ニカラグア、ナイジェリア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、韓国、ロシア連邦、ルワンダ、セントキッツ・ネヴィス、セントルシア、セントヴィンセント・グレナディン、サウディアラビア、セネガル、セルビア、シエラレオネ、スロヴァキア、スロヴェニア、南アフリカ、南スーダン、スーダン、タイ、東ティモール、チュニジア、ウガンダ、アラブ首長国連邦、タンザニア連合共和国、ウルグアイ、ヴェトナム、イエーメン、ザンビア、ジンバブエ

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント：米国

27. 開発への権利(A/C.3/72/L.26/Rev.1)---PBI なし

主提案国：キューバ(非同盟運動を代表)

共同提案国：中国、エルサルヴァドル、南スーダン

票決前ステートメント：米国

賛成 133 票、反対 10 票、棄権 38 票で、決議を採択

採択後ステートメント：ニュージーランド(オーストラリア、アイスランドも代表)、メキシコ、リヒテンシュタイン、エストニア(欧州連合を代表)

28. 人権と一方的強制措置(A/C.3/72/L.27)---PBI なし

主提案国：キューバ(非同盟運動を代表)

共同提案国：中国、ロシア連邦

票決前ステートメント：キューバ、米国

賛成 128 票、反対 53 票、棄権 0 票で、決議を採択

29. 人権分野での国際協力の強化(A/C.3/72/L.28/Rev.1)---PBI なし

主提案国：キューバ(非同盟運動を代表)

共同提案国：中国、エルサルヴァドル、ロシア連邦、パラグアイ

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント：米国

30. 人権と文化的多様性(A/C.3/72/L.29/Rev.1)---PBI なし

主提案国：キューバ(非同盟運動を代表)

共同提案国：中国

票決前ステートメント：米国

賛成 128 票、反対 52 票、棄権 0 票で、決議を採択

31. 国際協力の推進と依怙最良なし、公平性、客観性の重要性を通じた人権分野での国連行動の強化 (A/C.3/72/L.30)---PBI なし

主提案国: キューバ

追加共同提案国: アルジェリア、アンゴラ、バングラデシュ、ベリーズ、ボリヴィア多民族国家、ブルキナファソ、カメルーン、コロンビア、コモロ、コートイヴォワール、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルヴァドル、エリトリア、ガンビア、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、インド、イラン・イスラム共和国、ラオ人民民主主義共和国、リビア、マダガスカル、モーリタニア、モロッコ、ミャンマー、ナミビア、ナイジェリア、パキスタン、パラグアイ、ロシア連邦、セントヴィンセント・グレナディーン、セネガル、シエラレオネ、南スーダン、スリランカ、トーゴ、チュニジア、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエ

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

32. 民主的で公正な国際秩序の推進(A/C.3/72/L.31)---PBI なし

主提案国: キューバ

追加共同提案国: アルジェリア、アンゴラ、バングラデシュ、ボリヴィア多民族国家、ブルキナファソ、ブルンディ、カメルーン、コモロ、コートイヴォワール、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルヴァドル、エリトリア、エチオピア、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、インド、インドネシア、イラン・イスラム共和国、ラオ人民民主主義共和国、リビア、マダガスカル、モーリタニア、ミャンマー、ナミビア、ナイジェリア、パキスタン、カタール、ロシア連邦、セントヴィンセント・グレナディーン、シエラレオネ、南スーダン、スリランカ、スーダン、トーゴ、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエ

賛成 123 票、反対 53 票、棄権 5 票で、決議を採択

33. 食料への権利(A/C.3/72/L.32/Rev.1)---PBI なし

主提案国: キューバ

共同提案国: アフガニスタン、アルジェリア、アンゴラ、アンティグア・バーブダ、バハマ、ベラルーシ、ベナン、ボリヴィア多民族国家、ブルンディ、カーボヴェルデ、カメルーン、中央アフリカ共和国、チリ、中国、コモロ、コートイヴォワール、ジブティ、エジプト、エルサルヴァドル、エリトリア、エチオピア、ガーナ、ギニア、ホンデュラス、アイスランド、インド、インドネシア、イラン・イスラム共和国、ジャマイカ、カザフスタン、ケニア、クウェート、ラオ人民民主主義共和国、レバノン、リベリア、リビア、マダガスカル、モーリタニア、モンゴル、ミャンマー、ナミビア、ネパール、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、パキスタン、パナマ、パラグアイ、カタール、ロシア連邦、ルワンダ、セネガル、スリランカ、シリア・アラブ共和国、タジキスタン、タイ、トーゴ、チュニジア、トルクメニスタン、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム、ジンバブエ、オーストリア、バングラデシュ、バルバドス、ベルギー、ベリーズ、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、ブルキナファソ、コスタリカ、クロアチア、キプロス、デンマーク、ドミニカ共和国、エクアドル、フランス、ガンビア、ドイツ、ギリシャ、ギニアビサウ、グアイアナ、ハイティ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、モルディヴ、マリ、マルタ、メキシコ、モナコ、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、セントヴィンセント・グレナ

ディーン、サンマリノ、セルビア、シエラレオネ、スロヴァキア、スロヴェニア、南アフリカ、南スーダン、スペイン、スーダン、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、トルコ、タンザニア連合共和国、イエーメン

票決前ステートメント：米国

口頭で修正の決議を、賛成 177 票、反対 2 票、棄権 1 票で採択

採択後ステートメント：スイス

34. 人権条約機関の委員の公正な地位的配分の推進(A/C.3/72/L.33)---PBI なし

主提案国：キューバ(非同盟運動を代表)

共同提案国：ロシア連邦

票決前ステートメント：エストニア(欧州連合を代表)

賛成 127 票、反対 51 票、棄権 0 票で、決議を採択。

11月17日(金)午前 第49回会議

決議の採択(継続)

35. 宗教または信念に基づく不寛容、否定的固定観念、汚名、差別、暴力のそそのかし、対人暴力との闘い(A/C.2/72/L.37)---PBI なし

主提案国：エジプト(イスラム協力団体を代表)

共同提案国：オーストラリア、ベラルーシ、カナダ、中央アフリカ共和国、エリトリア、ガーナ、日本、シリア・アラブ共和国、タイ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント：エストニア(欧州連合を代表)、ロシア連邦

36. 宗教または信念の自由(A/C.3/72/L.38)---PBI なし

主提案国：エストニア(欧州連合を代表)

共同提案国：アルバニア、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チリ、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、日本、ラトヴィア、レバノン、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モナコ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、セルビア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、英国、米国、アンドラ、アンゴラ、アルメニア、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブラジル、カーボヴェルデ、コロンビア、コスタリカ、コートイヴォワール、ドミニカ共和国、エルサルヴァドル、ジョージア、グアテマラ、ギニア、ハイティ、アイスランド、イスラエル、リベリア、マダガスカル、モンテネグロ、ニューージーランド、ナイジェリア、パナマ、パプアニューギニア、韓国、モルドヴァ共和国、サンマリノ、シエラレオネ、スイス、タイ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、トルコ、ウガンダ、ウクライナ、ウルグアイ

コンセンサスで決議を採択

37. 安全な飲用水と下水道への人権(A/C.3/72/L.39/Rev.1)---PBI なし

主提案国：スペイン

共同提案国：アルバニア、アンドラ、アンティグア・バーブダ、アルメニア、オーストリア、ベルギー

一、ブルガリア、カーボヴェルデ、中央アフリカ共和国、コスタリカ、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、ドミニカ共和国、エルサルヴァドル、エストニア、フィジー、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、グアテマラ、ホンデュラス、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ヨルダン、ラトヴィア、レバノン、リベリア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、ミクロネシア連邦国家、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、ナミビア、オランダ、ノルウェー、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、ポーランド、ポルトガル、モルドヴァ共和国、ルーマニア、シンガポール、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、トーゴ、ウクライナ、ウルグアイ、アフガニスタン、アルジェリア、アンゴラ、バングラデシュ、ベリーズ、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、コートジボワール、エクアドル、エリトリア、エチオピア、ガンビア、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、ハイティ、レソト、リビア、マダガスカル、モルディヴ、マリ、モーリシャス、メキシコ、モザンビーク、ニカラグア、オマーン、パラグアイ、ペルー、カタール、韓国、ルワンダ、サンマリノ、サウディアラビア、セネガル、セルビア、シエラレオネ、ソロモン諸島、南スーダン、スウェーデン、タジキスタン、タイ、チュニジア、トゥヴァル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、英国、ヴァヌアトゥ

口頭での修正案(前文パラ 26 とパラ 9)の提案: キルギスタン

修正案(前文パラ 26)の票決前ステートメント: オーストリア

賛成 17 票、反対 107 票、棄権 33 票で、修正案(前文パラ 26)を否決

修正案(パラ 9)の票決前ステートメント: パナマ

賛成 19 票、反対 105 票、棄権 31 票で修正案(パラ 9)を否決

L.39/Rev.1 の票決前ステートメント: スペイン、キルギスタン、南アフリカ

賛成 173 票、反対 1 票、棄権 3 票で、決議を採択

採択後ステートメント: アルゼンチン、米国、**日本**(日本は上下水道に高い優先順位を置いているので、決議には賛成票を投じた。しかし、日本は、不可譲の権利として考えることには依然として用心している)

38. テロ対策中の人権と基本的自由の保護(A/C.3/72/L.44/Rev.1)---PBI なし

主提案国: メキシコ

共同提案国: アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、チェキア、ドミニカ共和国、フィンランド、アイスランド、アイルランド、**日本**、リヒテンシュタイン、メキシコ、ポーランド、スペイン、スウェーデン、英国、アルバニア、アンドラ、アルメニア、ブルガリア、カナダ、チリ、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、キプロス、デンマーク、エクアドル、エルサルヴァドル、エストニア、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハイティ、ホンデュラス、ハンガリー、インド、イタリア、ラトヴィア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モナコ、モンテネグロ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、パナマ、パラグアイ、ペルー、ポルトガル、カタール、韓国、モルドヴァ共和国、ルーマニア、サンマリノ、セルビア、スロヴァキア、スロヴェニア、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、ウクライナ、米国、ウルグアイ

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: 米国、ロシア連邦

39. 強制失踪からの万人の保護のための国際条約(A/C.3/72/L.47)---PBI なし

主提案国: フランス

共同提案国: アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、キプロス、フィンランド、ドイツ、ハンガリー、アイスランド、**日本**、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、モナコ、パナマ、ポーランド、スロヴェニア、スペイン、スイス、ウクライナ、アルバニア、アンドラ、アンティグア・バーブダ、ベリーズ、ベナン、ボリヴィア多民族国家、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、ブルキナファソ、カナダ、中央アフリカ共和国、コートジボワール、クロアチア、キューバ、チェキア、デンマーク、エクアドル、エストニア、ガーナ、ギリシャ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ハイティ、ホンデュラス、インド、アイルランド、イタリア、カザフスタン、ラトヴィア、レバノン、マダガスカル、マリ、マルタ、メキシコ、モンゴル、モンテネグロ、オランダ、ニジェール、ノルウェー、パラオ、パラグアイ、ペルー、ポルトガル、モルドヴァ共和国、ルーマニア、サモア、セネガル、セルビア、スロヴァキア、スウェーデン、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、テュニジア、英国、ウルグアイ、ヴァヌアトゥ、ヴスエネズエラ・ボリヴァリアン共和国

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: **日本**(決議の採択を歓迎する。強制失踪は重大問題である。日本人拉致被害者を釈放すよう朝鮮民主主義人民共和国に要求し、国々がこの条約を批准するよう奨励する)

40. 国籍・民族・宗教・言語マイノリティに属する人々の権利宣言の効果的推進(A/C.3/72/L.51/Rev.1)---PBI なし

主提案国: オーストリア

共同提案国: アルバニア、アンティグア・バーブダ、アルゼンチン、オーストラリア、チリ、キプロス、チェキア、エルサルヴァドル、エストニア、エチオピア、フィンランド、ジョージア、ドイツ、グアテマラ、ハンガリー、イタリア、**日本**、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、メキシコ、モナコ、ポーランド、ルーマニア、スロヴェニア、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、英国、米国、アルメニア、ベリーズ、ベナン、ボリヴィア多民族国家、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、カナダ、コロンビア、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、デンマーク、ドミニカ共和国、エクアドル、エリトリア、ギリシャ、ハイティ、ホンデュラス、アイスランド、アイルランド、ラトヴィア、レバノン、リベリア、リトアニア、マルタ、モンテネグロ、オランダ、ノルウェー、パナマ、パラグアイ、ペルー、韓国、ロシア連邦、サンマリノ、セネガル、セルビア、スロヴァキア、南アフリカ、スウェーデン、ウクライナ、タンザニア連合共和国、ウルグアイ

コンセンサスで決議を採択

41. 中央アフリカにおける人権と民主主義のための小地域センター(A/C.3/72/L.55)---PBI なし

主提案国: カメルーン

共同提案国: リベリア、アルジェリア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、ブルキナファソ、カーボヴェルデ、カナダ、コモロ、コートジボワール、ジブティ、エジプト、エリトリア、エストニア、エチオピア、ガンビア、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、ハイティ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、**日本**、ケニア、ルクセンブルグ、マリ、モロッコ、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、ルーマニア、スロヴェニア、スーダン、テュニジア、ウガンダ、米国

コンセンサスで決議を採択

答弁権行使

朝鮮民主主義人民共和国: L.47 の採択中に日本が行ったコメントに応えるが、日本のこの問題の政治利用を非難する。我が国は拉致問題を解決するという公約を果たしたが、日本は世界最悪の人権侵害国であり、犯罪国家である。日本は、過去の犯罪を認めることを免れようとする唯一の国である。

日本: 朝鮮民主主義人民共和国はストックホルム協定で約束をしたが、その約束を実施するべきである。日本は、安全保障理事会の非常任理事国を 11 回務め、国際平和と安全保障に多大な貢献をしてきた。

朝鮮民主主義人民共和国: 我が国は拉致問題を解決するために十分すぎるほどのことをしてきたが、日本はこれを独自の利益のために利用している。日本の貢献は、過去の犯罪にくらべれば「無」に等しい。

日本: 朝鮮民主主義人民共和国代表の言葉は、事実に基づいていない。

決議の採択(継続)

42. 世界麻薬問題に対処し闘うための国際協力(A/C.3/72/L8/Rev1)---PBI なし

主提案国: メキシコ

共同提案国: コスタリカ、ホンデュラス、アイスランド、イスラエル、リベリア、モンゴル、ミャンマー、タイ、ヴェトナム、アンティグア・バーブダ、アルゼンチン、オーストリア、バハマ、バルバドス、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ブラジル、ブルキナファソ、カーボヴェルデ、カメルーン、コロンビア、コーディヴォワール、クロアチア、キプロス、ドミニカ共和国、エクアドル、エストニア、フランス、ドイツ、ギリシャ、グアテマラ、ギニアビサウ、グアイアナ、ハイティ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ジャマイカ、日本、カザフスタン、ラトヴィア、ルクセンブルグ、モナコ、モンテネグロ、ニジェール、ナイジェリア、ノルウェー、パナマ、パラグアイ、フィリピン、ポルトガル、カタール、韓国、セントキッツ・ネヴィス、セントヴィンセント・グレナディーン、サントメプリンシペ、セネガル、セルビア、スロヴァキア、スロヴェニア、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、トルコ英国、米国、ウルグアイ

コンセンサスで決議を採択

43. 白皮症の人々(A/C.3/72/L.10/Rev.1)---PBI なし

主提案国: マラウイ

共同提案国: アルジェリア、アンティグア・バーブダ、ベナン、中央アフリカ共和国、コーディヴォワール、タンザニア連合共和国、アフガニスタン、アンゴラ、オーストリア、ベリーズ、ボリヴィア多民族国家、ブルキナファソ、ブルンディ、カーボヴェルデ、キューバ、ドミニカ共和国、フランス、ガンビア、ギニアビサウ、ハイティ、インド、インドネシア、イスラエル、イタリア、レバノン、レソト、マダガスカル、ナミビア、ナイジェリア、韓国、セネガル、スーダン、チュニジア、トルコ、ウガンダ、アラブ首長国連邦、英国

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: 米国

44. 国際家族年 20 周年及びそれ以降のフォローアップ(A/C.3/72/L.14/Rev.1)---PBI なし

主提案国: エクアドル(G77/中国を代表)

共同提案国: ベラルーシ、カザフスタン、ロシア連邦、ウズベキスタン、アゼルバイジャン、トルコ
採択前ステートメント: メキシコ、エストニア(欧州連合を代表)
口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

45. 青少年が関わる政策とプログラム(A/C.3/72/L.15/Rev.1)---PBI なし

主提案国: ポルトガル

共同提案国: アルゼンチン、アルメニア、ベリーズ、ベナン、アイスランド、リベリア、モンゴル、パプアニューギニア、モルドヴァ共和国、セネガル、タイ、トーゴ、ウルグアイ、ザンビア、アルジェリア、アンドラ、アンゴラ、アンティグア・バーブダ、オーストリア、アゼルバイジャン、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、カーボヴェルデ、チリ、コスタリカ、コーデイヴォワール、コスタリカ、コーティヴォワール、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、ドミニカ共和国、エルサルヴァドル、エリトリア、エストニア、フランス、ガンビア、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ハイティ、ハンガリー、インド、アイルランド、イタリア、**日本**、ヨルダン、ラトヴィア、レバノン、レソト、ルクセンブルグ、マダガスカル、マレーシア、マリ、マルタ、メキシコ、モナコ、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ノルウェー、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、カタール、韓国、ルーマニア、ロシア連邦、サンマリノ、サントメプリンシペ、セピア、スロヴァキア、スロヴェニア、南アフリカ、スペイン、スリランカ、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、東ティモール、テュニジア、トルコ、ウガンダ、ウクライナ、英国、タンザニア連合共和国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ジンバブエ

口頭での修正案(パラ 10)の提案: セントルシア

修正案票決の要求: セネガル

修正案票決前ステートメント: エストニア(欧州連合を代表)、カナダ(オーストラリア、アイスランド、リヒテンシュタイン、ニュージーランド、ノルウェー、スイスも代表)

賛成 45 票、反対 99 票、棄権 20 票で、修正案を否決

決議をコンセンサスで採択

採択後ステートメント: セントルシア、スーダン、米国、イスラエル、サウディアラビア(エジプト、イラク、リビア、イエーメンも代表)、モーリタニア、ホーリーシー

11月20日(月)午前 第50回会議

決議の採択(継続)

46. 第2回高齢者問題世界集会のフォローアップ(A/C.3/72/L.13/Rev.1)---PBI なし

主提案国: エクアドル(G77/中国を代表)

共同提案国: オーストリア、カナダ、クロアチア、フランス、イタリア、マルタ、モロッコ、ポルトガル、韓国、サンマリノ、セルビア、スロヴァキア、スロヴェニア、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、トルコ、英国

共同提案国辞退: フランス

口頭で修正の決議を、コンセンサスで採択

採択後ステートメント: 米国

47. 女兒(A/C.3/72/L.19/Rev.1)---PBI なし

主提案国: ナミビア(南部アフリカ開発共同体を代表)

共同提案国: アルゼンチン、アルメニア、中国、エチオピア、ガーナ、アイスランド、ケニア、リベリア、モンゴル、ペルー、セネガル、南アフリカ、チュニジア、ウルグアイ、アルバニア、アルジェリア、アンドラ、オーストラリア、オーストリア、バハマ、ベラルーシ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ボリヴィア多民族国家、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンディ、カーボヴェルデ、カメルーン、カナダ、中央アフリカ共和国、チリ、コロンビア、コンゴ、コスタリカ、コートイヴォワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、ジブティ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エリトリア、エストニア、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ドイツ、ギリシャ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ハイティ、ホンデュラス、ハンガリー、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、ラトヴィア、レバノン、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マレーシア、マリ、マルタ、モナコ、モンテネグロ、モロッコ、オランダ、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、ノルウェー、パナマ、パプアニューギア、パラグアイ、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、モルドヴァ共和国、ルーマニア、ルワンダ、サンマリノ、サントメプリンシペ、セルビア、シエラレオネ、スロヴェニア、南スーダン、スペイン、スイス、シリア・アラブ共和国、タイ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、トーゴ、トルコ、ウガンダ、英国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、イエーメン

ステートメント: セントルシア

手続き規則第 118 の下での会議中断動議: アルゼンチン

動議票決前ステートメント: ナミビア、イエーメン

賛成 103 票、反対 25 票、棄権 21 票で会議中断の動議を採択

口頭で修正された決議案の共同提案国の辞退: アルバニア、アンドラ、アルメニア、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、チリ、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、ドミニカ共和国、エステにあ、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、グアテマラ、ホンデュラス、アイスランド、アイルランド、イスラエル、ラトヴィア、日本、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、モナコ、モンテネグロ、オランダ、パナマ、ルーマニア、サンマリノ、セルビア、スロヴェニア、スペイン、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、英国、ウルグアイ

パラグラフ 11 を戻す修正案票決の提案: アルゼンチン、ナミビア

修正案票決前ステートメント: ガボン(アフリカ・グループを代表)、オーストラリア、メキシコ、カナダ、ブラジル、ロシア連邦、イエーメン、エジプト

賛成 73 票、反対 84 票、棄権 11 票で、口頭による修正案を否決

修正案票決後ステートメント: シリア・アラブ共和国、エストニア(欧州連合を代表)

元の口頭で修正の L.19/Rev.1 の共同提案国の撤回: ブルガリア、ハンガリー、イタリア、マルタ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、モルドヴァ共和国

ステートメント: ハイティ、ノルウェー(オーストラリア、カナダ、アイスランド、リヒテンシュタイン、スイスも代表)、シリア・アラブ共和国

口頭で修正の元の決議をコンセンサスで採択

採択後ステートメント: 米国、メキシコ、アルゼンチン、ウルグアイ、ホーリーシー

決議内容(付録を参照)

48. 先住民族の権利(A/C.3/72/L.16/Rev.1)---PBI なし

主提案国: ボリヴィア多民族国家

共同提案国: アルゼンチン、アルメニア、ベリーズ、チリ、キューバ、デンマーク、エクアドル、エルサルヴァドル、フィンランド、グアテマラ、ホンデュラス、ハンガリー、リベリア、ニカラグア、パラグアイ、スペイン、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、オーストラリア、オーストリア、ブラジル、カナダ、コスタリカ、キプロス、ドミニカ共和国、エストニア、ドイツ、ハイティ、アイスランド、アイルランド、イタリア、リトアニア、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、パナマ、ペルー、スロヴェニア、南アフリカ、スウェーデン、ウクライナ

決議案の修正: ボリヴィア多民族国家

異議申し立て: メキシコ

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

採択後ステートメント: 英国、フランス(ブルガリア、ルーマニア、スロヴァキアも代表)、カナダ(オーストラリア、ニュージーランド、ノルウェーも代表)、カメルーン、米国

49. 移動者の保護(A/C.3/72/L.43/Rev.1)---PBI なし

主提案国: メキシコ

共同提案国: アルゼンチン、バングラデシュ、コロンビア、エチオピア、ガーナ、リベリア、モロッコ、アンゴラ、アルメニア、ベラルーシ、ベリーズ、ベナン、ボリヴィア多民族国家、ブラジル、ブルキナファソ、ブルンディ、中央アフリカ共和国、チャド、チリ、コスタリカ、コートイヴォワール、キプロス、エクアドル、エジプト、エルサルヴァドル、エリトリア、ガンビア、グアテマラ、ギニア、ハイティ、ホンデュラス、インドとネシア、イタリア、カザフスタン、マリ、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポルトガル、セネガル、シエラレオネ、タジキスタン、トルコ、ウルグアイ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: 米国、中国、ブラジル(アルゼンチン、チリ、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、エルサルヴァドル、グアテマラ、ホンデュラス、パナマ、ペルー、パラグアイ、ウルグアイも代表)、シンガポール

50. 国内避難民の保護と支援(A/C.3/72/L.46/Rev.1)---PBI なし

主提案国: ノルウェー

共同提案国: アルバニア、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、中央アフリカ共和国、チリ、コロンビア、キプロス、チェキア、デンマーク、フィンランド、ジョージア、ホンデュラス、アイスランド、リベリア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、ミクロネシア連邦国家、モナコ、オランダ、ナイジェリア、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、ウクライナ

口頭による修正案(前文パラ 26)の提案: スーダン

口頭による修正案票決の要求: ノルウェー

修正案票決前ステートメント: コロンビア(アルゼンチン、ブラジル、チリ、コスタリカ、エクアドル、エルサルヴァドル、グアテマラ、ホンデュラス、メキシコ、パナマ、パラグアイ、ペルー、ウルグ

アイも代表)、カナダ(オーストラリア、アイスランド、リヒテンシュタイン、ニュージーランド、スイスも代表)、ロシア連邦、エストニア(欧州連合を代表)

賛成 24 票、反対 105 票、棄権 34 票で口頭による修正案を否決

11月20日(月)午後 第51回会議

決議の採択(継続)

50.(継続)

採択前ステートメント: 米国、ロシア連邦、ナイジェリア、中国

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: アゼルバイジャン

51. 普遍的に認められた人権と基本的自由を推進し保護するための個人、社会集団と機関の権利と責任に関する宣言の 20 周年と推進(A/C.3/72/L.50/Rev.1)---PBI あり(A/C.3/72/L.72)

主提案国: ノルウェー

共同提案国: アルゼンチン、オーストラリア、カナダ、チリ、コロンビア、ドミニカ共和国、ジョージア、ホンデュラス、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、レバノン、リベリア、リヒテンシュタイン、メキシコ、モナコ、ニュージーランド、パナマ、スリランカ、スイス、チュニジア、ヴァヌアトゥ、アルバニア、アンドラ、アルメニア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、カーボヴェルデ、コスタリカ、コートイヴォワール、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エルサルヴァドル、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハイティ、イタリア、ラトヴィア、リトアニア、ルクセンブルグ、マリ、マルタ、モンゴル、モンテネグロ、オランダ、パラグアイ、ペルー、ポーランド、ポルトガル、韓国、モルドヴァ共和国、ルーマニア、サンマリノ、サントメプリンシペ、セルビア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、東ティモール、ウクライナ、英国、米国、ウルグアイ

ステートメント: エストニア(欧州連合を代表)、中国、ロシア連邦

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

採択後ステートメント: 米国、**日本**(この決議の目的は各国に権利擁護者をしっかり支えるよう要請することであるが、財政的制約を仮定して、主提案国と事務局に PBI をカバーするために既存の資金を用いるよう求める)、トルコ、スイス、アゼルバイジャン

52. グローバル化とそれがすべての人権の完全享受に与えるインパクト(A/C.3/72/L.52)---PBI なし

主提案国: エジプト

共同提案国: 朝鮮民主主義人民共和国、アルジェリア、アンゴラ、バーレーン、バングラデシュ、ベラルーシ、ボリヴィア多民族国家、ブルキナファソ、ブルンディ、カメルルーン、中央アフリカ共和国、チャド、中国、コモロ、キューバ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルヴァドル、エリトリア、エチオピア、ガーナ、ギニア、グアイアナ、インド、インドネシア、イラン・イスラム共和国、ヨルダン、ケニア、クウェート、レバノン、リビア、マダガスカル、マレーシア、モルディヴ、モーリタニア、モロッコ、ナミビア、ニカラグア、ニジェール、オマーン、パキスタン、フィリピン、カタール、サントメプリンシペ、サウディアラビア、スーダン、シリア・アラブ共和国、チュニジア、ウガン

ダ、アラブ首長国連邦、タンザニア連合共和国、ウズベキスタン、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム、イエーメン、ジンバブエ

票決前ステートメント：エストニア(欧州連合)、米国

賛成 123 票、反対 52 票、棄権 3 票で決議を採択

採択後ステートメント：メキシコ、アルゼンチン

53. 人権の推進と保護におけるオンブズマン、仲介者及びその他の国内人権機関の役割(A/C.3/72/L.53)---PBI なし

主提案国：モロッコ

共同提案国：アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、ブルガリア、カナダ、チリ、キプロス、フィンランド、フランス、ドイツ、日本、ヨルダン、リトアニア、ルクセンブルグ、モリタニア、ポーランド、ポルトガル、セネガル、シエラレオネ、スロヴェニア、スペイン、英国、アルバニア、アンドラ、アゼルバイジャン、バハマ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブラジル、ブルキナファソ、ブルンディ、カーボヴェルデ、中央アフリカ共和国、チャド、コモロ、コスタリカ、コートイヴォワール、クロアチア、チェコ共和国、デンマーク、ジブティ、ドミニカ共和国、エジプト、エルサルヴァドル、エストニア、ガボン、ガンビア、ジョージア、ガーナ、ギリシャ、グアテマラ、ギニア、ハイティ、ホンデュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、アイルランド、イスラエル、イタリア、カザフスタン、ラトヴィア、レバノン、リベリア、リビア、マダガスカル、マルタ、モンゴル、モンテネグロ、オランダ、ニジェール、ナイジェリア、ノルウェー、パナマ、ペルー、カタール、韓国、モルドヴァ共和国、ルーマニア、サントメプリンシペ、セルビア、スロヴァキア、南アフリカ、スウェーデン、スイス、タイ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、トーゴ、テュニジア、トルコ、ウガンダ、ウクライナ、米国、ウルグアイ、ザンビア

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

54. 国連犯罪防止・刑事司法プログラム、特にその技術協力能力の強化(A/C.3/72/L.11/Rev.1)---PBI なし

主提案国：ハンガリー、イタリア

共同提案国：アルジェリア、アンドラ、アンゴラ、アンティグア・バーブダ、バハマ、バルバドス、ベリーズ、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、ブルキナファソ、カメルーン、カナダ、中央アフリカ共和国、チャド、チリ、カンボディア、コートイヴォワール、クロアチア、キプロス、デンマーク、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルヴァドル、エストニア、フィンランド、ギリシャ、グアテマラ、ギニア、グアイアナ、ハイティ、インド、アイルランド、イスラエル、ジャマイカ、ラトヴィア、リベリア、リトアニア、ルクセンブルグ、マダガスカル、マラウイ、マルタ、メキシコ、モンテネグロ、モロッコ、オランダ、ニカラグア、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、セントキッツ、セントルシア、セントヴィンセント・グレナディーン、サンマリノ、サントメプリンシペ、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、タイ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、トルコ、ウクライナ、英国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント：米国、ガボン(アルジェリア、アンゴラ、ベナン、ボツワナ、ブルキナファソ、ブルンディ、カーボヴェルデ、カメルーン、中央アフリカ共和国、チャド、コモロ、コンゴ共和国、コートイヴォワール、コンゴ民主共和国、ジブティ、エジプト、赤道ギニア、エリトリア、エチオピア

ア、ガンビア、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、レソト、リベリア、リビア、マダガスカル、マラウイ、モーリタニア、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、ルワンダ、サントメプリンシペ、セネガル、セイシェル、シエラレオネ、ソマリア、南スーダン、スーダン、スワジランド、トーゴ、ウガンダ、タンザニア連合共和国、ザンビア、ジンバブエも代表)、南アフリカ、カナダ(アルゼンチンも代表)

55. 女性移動労働者に対する暴力(A/C.3/72/L.17/Rev.1)---PBI なし

主提案国: インドネシア

共同提案国: バングラデシュ、ベラルーシ、ブラジル、ケニア、リベリア、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、セネガル、スリランカ、ウルグアイ、アルゼンチン、オーストラリア、ボリヴィア多民族国家、ブルキナファソ、カナダ、中央アフリカ共和国、チャド、チリ、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、エルサルヴァドル、エリトリア、エチオピア、グアテマラ、ギニア、ホンデュラス、インド、イラン・イスラム共和国、日本、キルギスタン、レソト、マダガスカル、マリ、メキシコ、モロッコ、ミャンマー、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、パナマ、パラグアイ、サントメプリンシペ、南アフリカ、東ティモール、ヴァヌアトゥ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

採択後ステートメント: 米国

決議内容(付録を参照)

56. 人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容の全面的撤廃のための具体行動と「ダーバン宣言と行動計画」の包括的实施とフォローアップの世界的呼びかけ(A/C.3/72/L.63/Rev.1)---PBI なし

主提案国: エクアドル(G77/中国を代表)

共同提案国: ロシア連邦

票決の要求: イスラエル

票決前ステートメント: 米国、エストニア(欧州連合、候補国旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、セルビア、アルバニア、安定連合プロセス候補可能国モルドヴァ共和国を代表)

賛成 125 票、反対 10 票、棄権 45 票で決議を採択

57. パレスチナ人の民族自決権(A/C.3/72/L.59)---PBI なし

主提案国: エジプト(イスラム協力団体を代表)

追加共同提案国: アンドラ、アンゴラ、ベラルーシ、ベルギー、ボリヴィア多民族国家、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブラジル、中央アフリカ共和国、コスタリカ、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ共和国、エクアドル、エルサルヴァドル、エストニア、エチオピア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、ハイティ、ハンガリー、アイスランド、インド、イタリア、ケニア、ラオ人民民主主義共和国、ラトヴィア、レソト、リベリア、リヒテンシュタイン、リトアニア、マダガスカル、モーリシャス、モナコ、モンテネグロ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ペルー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、セントヴィンセント・グレナディーン、サンマリノ、セルビア、セイシェル、スロヴェニア、南アフリカ、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、東ティモール、ウクライナ、英国、タンザニア連合共和国、ウルグアイ、ヴァヌアトゥ、ヴェトナム、ザンビア、ジンバブエ

票決の要求: イスラエル

賛成 169 票、反対 6 票、棄権 6 票で決議を採択

採択後ステートメント：アルゼンチン、パステチナ国

58. ジャーナリストの安全と刑事責任免除の問題(A/C.3/72/L.35/Rev.1)---PBI なし

主提案国：ギリシャ(アルゼンチン、オーストリア、コスタリカ、フランス、テュニジアも代表)

共同提案国：アルバニア、アンドラ、アルメニア、オーストラリア、ベルギー、ブルガリア、カーボヴェルデ、チリ、コスタリカ、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、ドミニカ共和国、エストニア、フィンランド、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グアテマラ、ホンデュラス、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、**日本**、ヨルダン、ラトヴィア、レバノン、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、オランダ、ノルウェー、パナマ、ポーランド、ポルトガル、モルドヴァ共和国、ルーマニア、セルビア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、英国、アンティグア・バーブダ、ベリーズ、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブラジル、ブルキナファソ、カナダ、中央アフリカ共和国、コートジボワール、エジプト、エルサルヴァドル、ハイティ、イスラエル、イタリア、キリバティ、レソト、リベリア、モルディヴ、マリ、メキシコ、モロッコ、ニジェール、ナイジェリア、パラグアイ、ペルー、カタール、韓国、サンマリノ、スリランカ、スイス、ウクライナ、米国、ウルグアイ、ヴァヌアトゥ

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント：米国、中国、ロシア連邦

11月21日(火)午前 第52回会議

決議の採択(継続)

59. 社会開発世界サミットと第24回特別総会の成果の実施(A/C.3/72/L.12/Rev.1)---PBI なし

主提案国：エクアドル(G77/中国を代表)

共同提案国：オーストリア、ベルギー、デンマーク、フランス、イタリア、モンテネグロ、オランダ、ポルトガル、ルーマニア、スロヴェニア、スペイン、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、トルコ
票決前ステートメント：米国、エクアドル、中国、ロシア連邦、ブラジル

賛成 170 票、反対 2 票、棄権票で決議を採択

採択後ステートメント：メキシコ、エクアドル (G77/中国を代表)

60. アフリカの難民、帰還民、国内避難民への支援(A/C.3/72/L.61)---PBI なし

主提案国：ガボン、マダガスカル(アフリカ・グループを代表)

共同提案国：ベルギー、ブルガリア、フィンランド、ドイツ、イタリア、**日本**、ポーランド、スペイン、東ティモール、英国

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

採択後ステートメント：米国、メキシコ(アルゼンチン、ブラジル、チリ、コロンコピア、コスタリカ、エクアドル、エルサルヴァドル、ホンデュラス、パラグアイ、ペルー、ウルグアイも代表)

61. 子どもの権利(A/C.3/72/L.21/Rev.1)---PBI あり(A/C.3/72/L.71)

主提案国：エストニア(欧州連合、アルゼンチン、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルヴァドル、ホンデュラス、グアテマラ、メキシコ、パナマ、パラグアイ)

イ、ペルー、ウルグアイ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国を代表)

共同提案国: アルバニア、アンドラ、アルメニア、オーストリア、ベルギー、ボリヴァ多民族国家、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、オランダ、ノルウェー、パプアニューギニア、ポーランド、ポルトガル、モルドヴ共和国、ルーマニア、セルビア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、ウクライナ、英国、オーストラリア、ベリーズ、カナダ、キューバ、ギニアビサウ、ハイティ、**日本**、カザフスタン、レバノン、レソト、リヒテンシュタイン、ニュージーランド、ニカラグア、フィリピン、韓国、サンマリノ、サントメプリンシペ、タイ、トルコ

ステートメント: バルバドス(カリブ海共同体を代表)

口頭による修正案(パラ 36(k))の提案: エジプト(アルジェリア、アンゴラ、ベナン、ボツワナ、ブルキナファソ、ブルンディ、カーボヴェルデ、カメルーン、中央アフリカ共和国、チャド、コモロ、コンゴ共和国、コートイヴォワール、コンゴ民主共和国、ジブティ、赤道ギニア、エリトリア、エチオピア、ガボン、ガンビア、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、レソト、リベリア、リビア、マダガスカル、マラウイ、マリ、モーリタニア、モーリシャス、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ルワンダ、セネガル、セイシェル、シエラレオネ、ソマリア、南スーダン、スワジランド、トーゴ、テュニジア、ウガンダ、タンザニア連合共和国、ザンビア、ジンバブエを代表)

口頭による修正案(パラ 16)の提案: スーダン

ステートメント: 南アフリカ

共同提案国辞退: ギニアビサウ、レソト

修正案票決の提案: エストニア(欧州連合を代表)

ステートメント: ウルグアイ

修正案(パラ 16)の票決前ステートメント: リヒテンシュタイン(オーストラリア、カナダ、アイスランド、ニュージーランド、ノルウェー、スイスも代表)、アルゼンチン(ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルヴァドル、グアテマラ、ホンデュラス、メキシコ、パナマ、パラグアイ、ペルー、ウルグアイも代表)、ロシア連邦

賛成 19 票、反対 102 票、棄権 39 票で修正案(パラ 16)を否決

修正案(パラ 36(k))票決前ステートメント: ナイジェリア、シンガポール、カナダ(オーストラリア、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイスも代表)、ロシア連邦

賛成 90 票、反対 76 票、棄権 8 票で、修正案(パラ 36(k))を採択

修正案(パラ 36(k))採択後ステートメント: エストニア(欧州連合を代表)、ナイジェリア、モーリタニア

修正された L.21/Rev.1 全体の追加共同提案国: アルジェリア、ベラルーシ、ベナン、ブルキナファソ、コートイヴォワール、エジプト、エリトリア、ガボン、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、ハイティ、**日本**、カザフスタン、レバノン、レソト、リベリア、リヒテンシュタイン、マダガスカル、マリ、モーリタニア、モロッコ、ニュージーランド、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、フィリピン、韓国、ルワンダ、サンマリノ、サントメプリンシペ、シエラレオネ、タイ、東ティモール、トーゴ、トルコ、ウガンダ

ステートメント: ロシア連邦、エジプト、シンガポール

票決前ステートメント: ロシア連邦、シリア・アラブ共和国

修正された決議を賛成 180 票、反対 0 票、棄権 0 票で採択

採択後ステートメント: 米国、シンガポール、スーダン、イスラエル、ロシア連邦、ブラジル、モロッコ、メキシコ、ウルグアイ、アルゼンチン、アラブ首長国連邦、ペルー、コスタリカ、グアテマラ、パナマ、チリ、コロンビア、ホーリーシー

11月21日(火)午後 第53回会議

決議の採択(継続)

62. 「障害者の権利に関する条約」とその「選択議定書」の実施: 障害を持つ女性と女兒の状況

(A/C.3/72/L.18/Rev.1)---PBI なし

主提案国: ニュージーランド(メキシコ、スウェーデンも代表)

共同提案国: アルバニア、アンティグア・バーブダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、バングラデシュ、ベルギー、ベリーズ、ブルガリア、チリ、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エクアドル、エルサルヴァドル、エストニア、フィンランド、ガーナ、ジョージア、ギリシャ、ホンデュラス、アイスランド、アイルランド、カザフスタン、ケニア、リベリア、モンゴル、パプアニューギニア、パラグアイ、ポルトガル、ルーマニア、スペイン、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、ウクライナ、英国、アンドラ、オーストラリア、ボリヴィア多民族国家、ブラジル、カーボヴェルデ、カナダ、チャド、コスタリカ、ドミニカ共和国、フランス、ドイツ、グアテマラ、ギニア、ハイティ、ハンガリー、インド、イスラエル、イタリア、日本、ラトヴィア、リトアニア、ルクセンブルグ、マダガスカル、マルタ、モンテネグロ、モロッコ、ナミビア、オランダ、ノルウェー、パナマ、ペルー、フィリピン、ポーランド、韓国、モルドヴァ共和国、ルワンダ、サモア、サンマリノ、サントメプリンシペ、セネガル、セルビア、シエラレオネ、スロヴァキア、スロヴェニア、スイス、タイ、チュニジア、トルコ、ウルグアイ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ザンビア

修正案(パラグラフ 18)の提案: ナイジェリア (アルジェリア、アンゴラ、ベナン、ボツワナ、ブルキナファソ、カメルーン、中央アフリカ共和国、チャド、コモロ、コンゴ共和国、コートイヴォワール、コンゴ民主共和国、ジブティ、エジプト、赤道ギニア、エリトリア、エチオピア、ガボン、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、レソト、リビア、マダガスカル、マリ、モーリタニア、モロッコ、モザンビーク、ニジェール、ルワンダ、サントメプリンシペ、セネガル、セイシェル、シエラレオネ、ソマリア、南スーダン、スーダン、スワジランド、トーゴ、ウガンダ、タンザニア連合共和国、ザンビア、ジンバブエを代表)

修正案の共同提案国: ブルンディ

決議案の共同提案国辞退: チャド、ギニア、マダガスカル、シエラレオネ、ザンビア

ステートメント: モロッコ

提案された修正案の票決の要求: (ニュージーランド(メキシコとスイスも代表))

修正案票決前ステートメント: エストニア(欧州連合、候補国モンテネグロ、アルバニア、安定連合プロセス候補可能国ボスニア・ヘルツェゴヴィナを代表)、スイス(オーストラリア、カナダ、アイスランド、リヒテンシュタイン、ニュージーランド、ノルウェーも代表)、ブラジル、ロシア連邦、ニカラグア、エジプト、ウルグアイ、アルゼンチン

ステートメント: モロッコ

賛成 82 票、反対 78 票、棄権 9 票で、修正案を採択

修正案採択後ステートメント: ホーリーシー

L.18/Rev.1 全体の票決前ステートメント: ニュージーランド(メキシコとスウェーデンも代表)

賛成 176 票、反対 0 票、棄権 0 票で、決議を採択

採択後ステートメント: 米国、ブラジル、イエーメン、アルゼンチン、オーストラリア、リビア、ウルグアイ、オランダ、モロッコ、コロンビア、コスタリカ、デンマーク

決議内容(「付録」を参照)

63. テロリズムが人権の享受に与える影響(A/C.3/72/L.49/Rev.1)---PBI あり(A/C.3/72/L.70)

主提案国: エジプト

共同提案国: ヨルダン、モロッコ、サウジアラビア、アフガニスタン、アルジェリア、バーレーン、バングラデシュ、ブルンディ、チャド、コモロ、コートイヴォワール、エリトリア、ガンビア、ギニア、インド、クウェート、レバノン、モルディヴ、マリ、モーリタニア、ニジェール、オマーン、シエラレオネ、スーダン、アラブ首長国連邦

修正案(A/C.3/72/L.68)---PBI なしについてのステートメント: 南アフリカ

修正案の共同提案国: サントメプリンシペ

修正案票決の要求: エジプト

賛成 21 票、反対 77 票、棄権 42 票で修正案を否決

L.49/Rev.1 全体についてのステートメント: サウジアラビア

L.49/Rev.1 票決の要求: 南アフリカ

票決前ステートメント: エジプト、南アフリカ

賛成 104 票、反対 1 票、棄権 63 票で、決議を採択

採択後ステートメント: エストニア(欧州連合、候補国旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、モンテネグロ、セルビア、アルバニア、安定連合プロセス候補可能国ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、モルドヴァ共和国、モナコを代表)、カタール、米国

64. 委員会議長提出の第 73 回総会第 3 委員会の暫定作業計画(A/C.3/72/L.73)

承認

閉会

閉会挨拶: 議長

閉会ステートメント: 英国、エジプト

以 上